

565

23

上
東
大
藏
大
正
十
年
十
月
十
日
入
藏



始

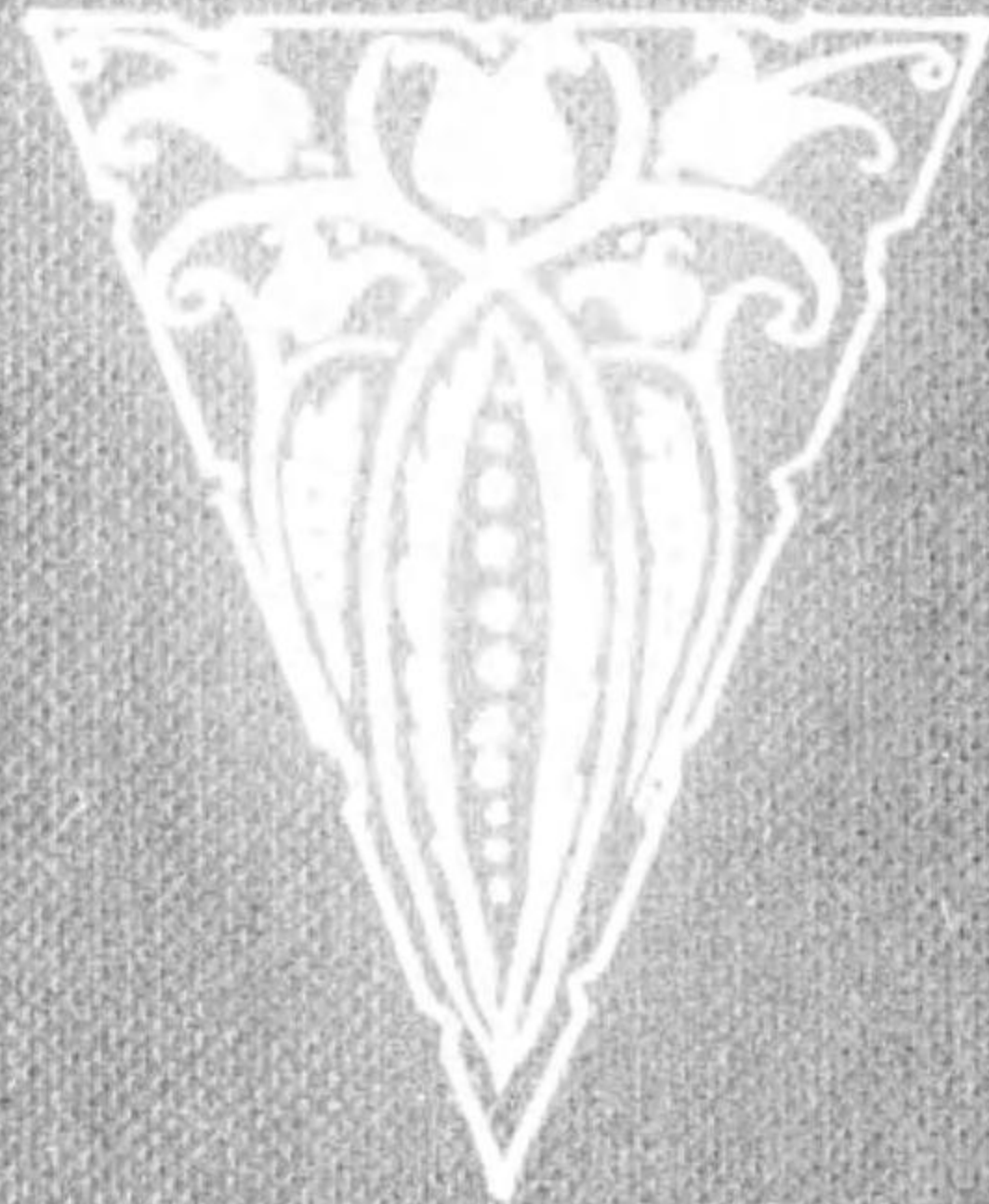



565

23

濱口大藏大臣

財政經濟叢書

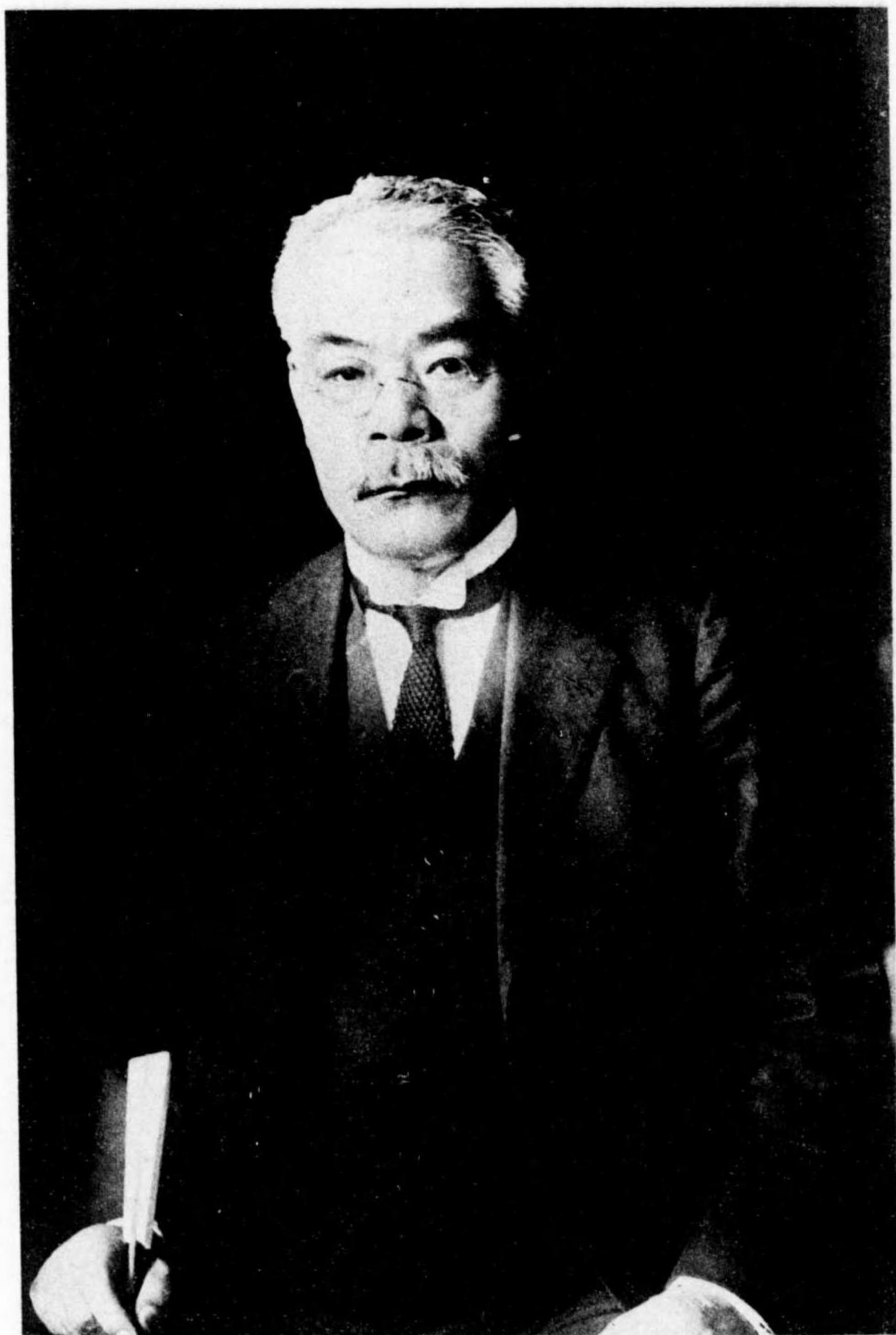




濱口大藏大臣
財政經濟演說集

大藏大臣官房編纂

大正
15. 10. 11
內交



目次

- 一 第四十九議會に於ける財政演說(大正十三年七月一日)……………三
- 二 地方長官會議に於ける訓示演說(大正十三年八月五日)……………一五
- 三 全國農工銀行同盟大會懇親會に於ける演說(大正十三年十月廿四日)……………二九
- 四 手形交換所聯合懇親會に於ける演說(大正十三年十一月廿一日)……………三五
- 五 關西銀行大會に於ける演說(大正十三年十一月廿六日)……………四七
- 六 第五十議會に於ける財政演說(大正十四年一月廿二日)……………空

七 地方長官會議に於ける訓示演説(大正十四年五月五日)……………七七

八 全國農工銀行同盟大會懇親會に於ける演説(大正十四年十一月五日)……………九

九 手形交換所聯合懇親會に於ける演説(大正十四年十一月十九日)……………一九

十 關西銀行大會に於ける演説(大正十四年十一月廿五日)……………二五

十一 第五十一議會に於ける演説……………二四

一 財政演説(大正十五年一月二十一日)……………二四

二 税制整理に關する法律案の説明演説(大正十五年一月二十五日)……………二六

三 關稅定率法中改正法律案の説明演説(大正十五年一月二十六日)……………二〇

四 日本興業銀行外二銀行の對支借款關係債務の整理に關する法律案の説明演説(大正十五年二月三日)……………二六

十二 地方長官會議に於ける訓示演説(大正十五年四月二十一日)……………三三

十三 婦人團體代表者協議會に於ける講演(大正十五年四月二十六日)……………三七

十四 手形交換所聯合懇親會に於ける演説(大正十五年四月二十九日)……………三三

十五 經濟聯盟招待會に於ける演説(大正十五年五月二十八日)……………三七

濱口大藏大臣財政經濟演說集

一 第四十九議會に於ける財政演説

(大正十三年七月一日)

不肖今回財政變理の重任に膺り、茲に大正十三年度追加豫算の大體を説明する機會を得ましたのは、不肖の光榮とする所でありませう。

大正十三年度追加豫算は、前内閣に於て一應其の編成を了したるものでありまして、現内閣成立の後之が審査を致しましたけれども、多大の變更を加ふる時日が無かつたのみならず、其の内容も亦已むを得ざる經費を計上せるもの多く、著しき新規の事項もなきが故に、二三取捨を加へたるのみにて、大體前内閣編成の豫算を踏襲することと致しました。

大正十三年度歳入歳出總豫算追加第一號は、帝都復興關係の經費でありまして、其

の追加額は

四千四十萬餘圓

であります。

内 新規追加

二千二十餘萬圓

復興局の經費

二百六十餘萬圓

既定年割額の増加

千七百四十餘萬圓

であります。

第四十七議會に於て修正成立せる帝都復興關係經費の總額は、

四億六千八百四十餘萬圓

でありまして、右修正の結果、新に東京横濱兩市に於て施行すべき街路費及土地區劃整理費は、國に於て補助若くは貸付を爲すを要しますから、之が爲總額

一億五百萬圓

を追加する必要がありす。然るに右金額の内一部は、既に豫算外の支出を了したるものがありますから、將來の所要額は 一億二百六十餘萬圓 でありまして、大正十七年度迄五箇年度に亘つて、支出を要するものであります。其の内 二千二十餘萬圓

を大正十三年度追加豫算として要求致しました。右の結果復興局の經費を除きたる帝都復興關係の經費總額は 五億七千三百四十餘萬圓

となりました。

大正十三年度歳入歳出總豫算追加第二號は、震災復舊に要する經費でありまして、主として政府所有の建築物、物件等の復舊費及地方公共團體の損害救濟費等の經費であります。其の總額は 七億五百九十餘萬圓

であります。内一部は既に豫算外支出を了したるものがありますから、將來の

所要額は

六億六千四百五十餘萬圓

でありまして、大正二十二年度迄十箇年度に亘り支出を要するものであります。右の内

一億二千二百三十餘萬圓

を、大正十三年度追加豫算として要求致しました。

大正十三年度歳入歳出總豫算追加第三號は、震災に直接關係なき普通の經費でありまして追加要求せる金額は、

經常部

七千三百二十餘萬圓

臨時部

二千九百六十餘萬圓

計

一億二千九百九十餘萬圓

であります。其の内主なるものを挙げますれば、

恩給の増加

國債整理基金の繰入の増加

特別會計事業費資金貸付

特別會計關稅補填金

府縣災害土木費補助

第二豫備金の増加

海軍主力艦解體費

等でありまして、尙政務次官設置に要する經費、移民に關する經費の増加、陪審法施行準備に要する經費の増加をも要求致しました。以上各號に計上せる大正十三年度追加要求額の總計は、

經常部

七千三百二十餘萬圓

臨時部

一億九千二百四十餘萬圓

計

でありまして、之に對する歳入は、

歳出追加に伴ふ收入

二億六千五百七十餘萬圓

租稅收入

七百四十餘萬圓

公債金

五千四十餘萬圓

前年度剩餘金繰入

一億五千七百十餘萬圓

計

五千五十餘萬圓

を計上致しました。右租稅收入の増加は別に増稅の計畫に依るものではありません。歳入豫算は、曩に震災の影響を考慮して相當の減收を見積つてありましたが、災後既に半歳有餘を経たる今日迄の實蹟に徴しまするに、其の實際に適合せざるものがあります。依て其の著しいものに付きましては、相當其の見積を變更することが

適當であると認めまして、酒造稅・營業稅・砂糖消費稅等に於て其の見積を増加し、兌換銀行券發行稅並に震災地に於ける地租免除の爲、地租に於て相當減收を見積り、差引五千四十餘萬圓の歳入見積の増加を來したのであります。

次に政府の公債計畫に就て説明致しますれば、大正十三年度所要經費に充つる爲、新規募債を要する金額は

一般會計所屬に於て、

帝都復興諸費

一億三千四十餘萬圓

震災復舊諸費

一億千九百四十餘萬圓

計

二億四千九百九十餘萬圓

特別會計所屬に於て

朝鮮總督府事業費

一千萬圓

帝國鐵道復舊諸費

三千五百萬圓

計

四千五百萬圓

合計

二億九千四百九十餘萬圓

でありまするか、政府は經濟界の現狀に鑑み、斯の如き巨額の公債を一般市場に於て公募するの不可なるを認めまして、先づ以て曩に英米市場にて募集したる外債の内、一億五百餘萬圓を之に充當し、又預金部をして其の資金の餘力を利用し、一億五千四百八十餘萬圓を引受けしめ、其の殘額三千五百萬圓は之を郵便局賣出の方法に依つて調達し、結局本年度に於ては、一般市場に於ける新規公債の募集は、一切之を行はざること致しました。

尙大正十四年度以降に於きましても、緊急已むを得ざるものを除くの外、公債の募集は成るべく之を差控へ、殊に一般市場に於ける公募は、出來得る限り之を減少する方

針であります。

次に我國經濟界の現狀に就て一言したいと考へます。

我財界は大正九年の反動以來茲に四年、未だ整理安定を見るに至らざるに際し、偶々昨秋の大震災に遭遇し、其の結果内に在りては帝都復興其他各般の復舊事業の爲、今後數年に亘り財政上多大の負擔を加へましたのみならず、民間各方面に於ける復興事業遂行の爲、資金を要すること少くないのであります。又外に在りては、復興に要する物資の輸入等の爲、左なきだに戦後累年輸入超過を見たる我外國貿易は、益々逆調に陥りまして、昨年の入超額は、朝鮮臺灣の分を合せて六億二千二百餘萬圓に上り、本年は五月末迄に既に六億七千二百餘萬圓の入超を告げ、爲替相場は先例なき低落を見るに至つたのであります。固より此の如き多額の入超は、震災直後の一時的現象でありまして、必ずしも永續すべきものではありません。内外の狀況に

照らしますに、今後國際貸借の趨勢は、決して樂觀を許さないものであります。斯の如く我國財界は最も多難の時期に當面して居ります。此の難局を打開し、財界の整理安定を圖り、更に進んで一般經濟の振興を期せんが爲には、財政經濟の各方面に涉り、幾多施設を要するものがありますけれども、現内閣は成立以來日尙淺く、未だ全般に涉り、具體的對策を決定し、之を實行するの域に達して居りませぬ。然しながら、其の最も重要な根本方策と致しましては、先づ消費に對する政府及國民の一大節制を斷行するに在りと信するのであります。蓋し我國の財政は、戰時中より比年膨脹を重ねまして、戰後反動以來、財界は不況に沈淪せるに拘はらず、財政の整理緊縮未だ十分に行はれず、之が爲財界の整理を妨げ、其の發展を阻止したる所少くないのであります。之れ實に我國財界に於ける百弊の基であります。是を以て政府に於ては、中央及地方に於ける財政の整理緊縮を斷行致し、以て民間經濟に對する壓迫を

緩和することが、極めて緊要なりと信するのであります。之と同時に國民も亦、戰時好況時代より馴致せられましたる輕佻奢侈の氣分を一掃し、政府の政策と相呼應して克己節約の美風を涵養し、勤儉力行以て資本の蓄積を圖りまして、將來に於ける經濟的發展の基礎を確立することに努めなければならぬと考へるのであります。是れ總て我國刻下の難問題たる物價、産業及國際貸借等の諸問題を解決す可き關鍵であります。而して今後數年に亘りて、復興事業の爲撒布せらる可き巨額の資金の如きは、有ゆる方法に依て以て之を吸收致し、依て以て徒に民間消費の増加することを防ぎ、其の吸收したる資金は、再び之を震災地の復興並に地方産業振興の爲に使用することが、最も機宜を得たる措置なりと信するのであります。仍て政府は、中央及地方を通じて、統制ある組織の下に有効適切なる貯蓄獎勵の手段を講じますと共に、一種の小額貯蓄債券を發行致し、以て如上の目的の達成に資したいと考へて居る次第であり

ます。
之を要するに政府は、時局の重大なるに鑑みまして、財政經濟上各般の施設に關し、最善の方法を講ずる考でありますが、此の際最も大切なることは、經濟上の難局に對する國民一般の自覺であります。此の自覺こそ實に時局匡救の要諦でありまして、國民一般は此の自覺を以て現下の難局に當り、奮勵努力以て我が經濟力の充實を圖り、國運の伸暢に貢獻せんことを切望して止まない次第であります。終に臨み諸君は十分御審議の上、政府提出の豫算案に協賛を與へられんことを望みます。

二 地方長官會議に於ける訓示演說

(大正十三年八月五日)

不肖今回財務の局に當ることとなりまして、茲に各位と相會して、我國の財政經濟に關し所見を述ぶるの機會を得ましたることは、私の光榮とする所でありま

す。
我國は財政經濟上今や非常なる難局に際會して居ります。先づ財界は戦後反動の時代に入つて以來、既に四ヶ年有餘を閱しましたるに拘らず、今尙十分整理安定を見るに至りませぬ。産業は萎微し貿易は振はず、加之昨秋の大震災は、我國經濟の全般に深甚なる打撃を與へまして、内に在つては、政府並に關係地方團體の財政の負擔が頓に重くなりましたばかりでなく、民間の復興事業の遂行に伴ふ經濟界の負擔も亦容

易ならざるものがあります。又外に在つては、外國貿易の逆調が益甚しくなりまして、昨年の入超額は朝鮮、臺灣の分を合せ、六億二千二百餘萬圓と云ふ未曾有の巨額に上つて居り、本年上半期に於ては、七億一千二百餘萬圓の入超を告げ、大正八年以降の入超累計は、實に二十七億七千餘萬圓の多きに達して居ります。之と同時に貿易外の收支勘定は、海運界の不況其他の影響を受けまして、戦時に於けるが如き巨額の受取超過を見ることが出来ませず、到底右の如き貿易の入超を相殺することが出来ませんでしたが爲に、我國の正貨は、最高記録たる大正十年一月の二十一億九千餘萬圓より次第に減少し、今春英米市場に於て外債の發行があつたにも拘らず、本年七月末には十六億三千五百餘萬圓となり、而かも爲替相場は震災以來暴落を重ね、近時稍小康を得ましたけれども、尙對米相場は平價に比して二割に近い低落を示して居ります。固より斯の如きことは、震災直後の一時的現象でありまして、永續すべきもの

ではなからうと思ひますけれども、内外の狀勢に照して觀まするに、我國國際貸借の前途は、決して樂觀を許さないものがあります。

翻て財政の現状を觀ますれば、戦時好況時代に膨脹を重ねました所の歳計は、財界不況の時代に入つても容易に緊縮を見ませず、國民の輿望たる行政財政の整理は、未だ十分其實を擧げるに至つて居りませず、民間經濟の消長とは著しく調和を失することとなりました。即ち大正十三年度實行豫算を以て、之を戦前大正二年度の歳計に比較しまするに、其の歳出は五億七千三百餘萬圓より十六億一千五百餘萬圓となり、二倍八割強に増加致し、之を内地人口一人當りに就て觀ますれば、十圓三十九錢より二十七圓六十一錢に増加して居ります。尤も右十三年度實行豫算中には、復興及復舊に關する經費二億五千五百餘萬圓を包含して居りますが故に、假りに之を控除致し、ましても、尙十三億五千九百餘萬圓に上り、戦前の二倍四割弱に當つて居ります。

又國債の總額は、大正二年度末に於て、内國債十億五千四百餘萬圓、外國債十五億二千九百餘萬圓、計二十五億八千四百餘萬圓でありましたものが、本年六月末には、内國債三十一億六千六百餘萬圓、外國債十五億千四百餘萬圓、計四十六億八千餘萬圓となり、即ち八割強の増加でありまして、人口一人當りは、四十六圓八十七錢より八十圓二錢に増加して居ります。斯くて公債の發行額は、往々にして市場の消化能力の限度を超えまして、既發公債の市價は其の影響を被つて次第に低落し、五分利公債の大正二年七月の平均相場八十九圓五十三錢であつたものが、本年七月の平均相場は八十圓となつたのであります。英米兩國の如きも、戦時に於ては極めて巨額の公債を發行し、英國に於ては、一九一九年十二月には八十億磅、米國に於ては、一九一九年八月末には二百六十五億九千餘萬弗に達しましたが、爾來何れも着々其の整理の歩を進めまして、英國は本年三月末迄に三億二千萬磅、米國は本年六月末迄に五十三億四千

餘萬弗を減少すると謂ふ好成绩を示すやうになりました。然るに我國の國債増加は却て戦後に於て之を見たものでありまして、之が爲に財界の整理を妨げ、經濟の振興を阻害致しましたる所が尠少でありませぬ。此の秋に當つて更に復興復舊に關する一大負擔の附加せらるるものがありまして、我財界の前途は極めて多事多難なりと謂はなければなりませぬ。

更に轉じて近時に於ける國民の風潮を察しまするのに、戦時經濟界の好況時代に浸潤致しましたる民心の弛緩・奢侈・安逸の陋習は、財界不況の今日に至つても容易に改めることが出来ませぬ。今に及んで此の難境を自覺し、朝野協力一致して之が打開の方法を策するに非ずんば、我國の前途は極めて憂慮に堪へない次第であります。

斯の如き現下の難局を展開し、進んで國運の伸暢を圖るの途は固より一にして足らぬと考へまするけれども、其最も根本的にして各般施設の基調たるべきものは、實に

消費に對する政府及國民の一大節制を斷行するに在りと信ずるものであります。茲に於て政府は行政財政の整理緊縮を以て其の一大政綱と致しまして、曩に特別議會に於て之を宣明致した次第であります。即ち政府は今後此の大方針に則りまして、中央及地方の行政財政の整理を致し、先づ以て財政の基礎を鞏固に致しますると共に、消費節約・能率増進の範を國民に示し、併せて出來得る限り經濟に對する財政の壓迫を除き去せんことを期して居ります。特別議會に提出致しました所の大正十三年度追加豫算は組閣後日尙淺くありましたが爲に、暫く大體前内閣編成のものを踏襲致しましたけれども、政府は本年度豫算の實行に當りまして、相當緊縮の實を擧ぐる方針でありまして、目下銳意審議を進めて居ります。更に明年度豫算の編成に就きましては、緊急止むを得ないものの外は新規要求を認めませぬことは勿論、既定繼續費に就ても打切・中止又は繰延を行ひ、其の他諸般の事項に亘つて、極力整理緊縮の目的を貫徹す

る決心を持つて居ります。殊に公債政策に關しては細心の注意を拂ひまして、公債の募集は成るべく之を差控へ、就中一般市場に於ける公募は出來得る限り之を減少致し、以て財界の整理産業の發展に資する方針でありまして、既に本年度に於ても新規募債額二億九千四百餘萬圓は、外債募集金の充當、預金部の引受、郵便局賣出等の方法に依つて之を調達し、新規の公募は一切之を行はなざること致しました。

併し乍ら財政の整理緊縮は、唯獨り國家の歲計に就て之を行ふを以て足るものではありません。之を各地方團體の財政に及ぼして行かなければ、政府所期の目的は到底に於ける膨脹の程度は、中央財政に於けるよりも甚しいものがあります。即ち地方歳出の總額は、大正二年度の三億二千七百餘萬圓より大正十二年度の十一億五千四百餘萬圓となり、其の増加實に三倍半強に當つて居ります。従つて地方税の増加は極め

安定を圖る上に於て極めて必要なことであるばかりでなく、一般物價問題の解決も此點から出發するのでなければ、十分に其の目的を達することは出来ませぬ。又貯蓄の結果なる資本の増加は、總て金利の低下、産業の振興、輸出の増進等、刻下諸般の難問題を解決する所の關鍵であります。政府が曩に特別議會に提出致しましたる復興貯蓄債券法案、並に贅澤品等の輸入税に關する法律案の如きは、貯蓄獎勵に關する政策の一端を示したものに外ならぬのであります。復興貯蓄債券は五圓又は十圓の小額債券でありまして、割引又は利子据置の方法に依つて、日本勸業銀行をして發行せしむるものでありまして、償還期限を二十箇年以内とし、償還の場合には、勸業債券の例に倣ひ割増金を附與することを得ること、致し、其他各種免税の特典を與ふること、致しました。而して來る九月を第一回として、大體一ヶ年に四回宛發行致し、五ヶ年間に二億圓を募集する計畫であります。本債券は一面には、之に依て目下の急務たる震

災地の經濟的復興並に地方産業振興の資金を獲ることを目的としたるものでありますけれども、之と同時に廣く國民の貯蓄を獎勵し、殊に帝都復興事業及震災復興事業の進行に伴ひ、民間に撒布せらるべき巨額の資金を吸收して、之が資金化を圖ることを以て主眼と致したものであります。従つて本債券の募集金は、一先づ預金部に預入れまするけれども、預金部は右の趣旨に基きまして、大體其の半額は震災地の復興資金に他の半額は廣く地方産業振興上必要なる目的に之を融通する方針であります。又贅澤品等の輸入税に關する法律は、各種の輸入贅澤品等に對し、當分の内從價十割の輸入税を課することを内容と致したものでありまして、本法の制定は、一面には輸入を阻止し貿易逆調緩和の一助たらしむるの趣旨を包含したるものでありますけれども、其主眼と致します所は、財界の難境に對する國民の覺醒を促して奢侈の陋習を打破し、節約の美風を喚起せんとする一の警鐘に外ならないのであります。政府は固より此等

一二の立法を以て足れりと致すものではありませぬ。幾多の爾餘の施設と相俟て始めて其の効果を奏すべきものなることは明であります。政府は今後中央地方を通じ統制ある組織の下に、民風作興・貯蓄獎勵の爲有効適切なる手段を講じやうと思ひます。併し乍ら政府百般の施設も、要するに國民の協力を得なければ其の目的を達し難いのであります。故に各位に於かれましては、政府の意の存する所を國民一般に普及徹底せしめらるゝは勿論、自ら進んで部下の職員と共に實踐躬行せられ、以て政府所期の目的の達成に努力せられんことを切望して止まない次第であります。

最後に一言致して置きたいのは金融機關に關することでありませぬ。銀行の合同は、歴代の内閣に於て各位の助力を得て之が勸奨に力めました結果、漸次其の効果が顯はれまして、大正二年末の各種銀行總數は二千五百五十七行でありましたが、爾來二百七十九行を減じ、大正十二年末には千八百七十八行となりました。併し乍ら此の千八百

七十八の行數は尙多きに過ぐることを勿論でありまして、而かも其の内資本金百萬圓以上のものは、僅に五百七十三行に止まり、大部分は極めて小資本を擁するに過ぎませぬ。此の如きは我金融界の缺陷ではありまして、時勢の要求に應ずる所以ではありませぬ。合同の獎勵に關しましては、今後各位に一段の努力を望む次第であります。次に本邦に於ける信託業の發達は、近來の事に屬して居りまして、既に免許を與へました會社は二十四に過ぎませぬけれども、此の業務は銀行業務と相並んで、一般經濟界に於て重要な使命を有するものであります。故に、各位に於かれましては、斯業の健全なる發達を見るやう配意あらんことを希望致します。

又近來相互殖組合・貯金組合・勸業社・金融社等の名稱を用ひ、種々なる脱法的手段を講じて、庶民階級より零細なる資金を吸収し、之を濫費横領する等社會に害毒を流す者が少くありませぬ。之が取締に付きましては、各位に於かれましては、充分留意

せらるゝ所であると信じますけれども、斯の如き徒をして跳梁せしむる結果は、一般の貯蓄心を阻害すると共に、正當營業者の利益を侵害することになります。故に、之が取締の必要益々切なるを感ずる次第であります。各位は此の意を體し機宜の措置を講じ、以て取締の周到を期せられんことを希望致します。

終に臨み各位は今日の時局に際し、責任の重大なるを自覺せられ、政府の方針の徹底に努力あらんことを切望する次第であります。

三 全國農工銀行同盟大會懇親

會に於ける演說

(大正十三年十月二十四日)

今夕は、全國農工銀行同盟大會の懇親會に御招を蒙り親しく各位に接して、所懐の一端を申述ぶるの機會を得ましたことは、私の寔に欣快とする所であります。

御承知の通り我國は、財政經濟上今や容易ならざる難局に立て居るのであります。産業は萎微し輸出貿易は不振を極め外國爲替は頗る變態的情勢を示して居るのであります。其他財界の各方面に亘つて、不健全なる部分尠からず、戦後數年を閲したるに拘らず財政經濟上多くの問題は、今尙未解決の儘懸案として残されて居る狀況であります。

斯の如き狀況を呈するに至りましたのは、其原因單純ではありませぬ。戦時好況時代以來、中央地方の財政は膨脹に膨脹を重ね、公債の發行多額に上り、經濟界を壓迫しましたのと一般國民が輕佻奢侈の氣分を持續して、國情に調和せざる消費を爲しつつあることが、其原因の有力なるものであると思ひますが、此の外一部金融業者が好況時代に放漫なる貸出を行ひ、不知不識の間に投機的事業を助長せしめたることも、亦同様有力なる原因の一つであると認めねばならぬと思ひます。

此等の病弊を一時に芟除することは決して容易の事でなく、一朝一夕にして其功を收むることを期待することは出来ませぬが、政府は出来得る限り諸問題の解決に努め中央財政に於ては、本年度豫算の實行上數千萬圓の節約を行ひたる外、來年度豫算の編成上、一般會計に於て既に一億五千萬圓の整理を行ひましたが、此の上更に特別會計に於て數千萬圓の整理を行ひ、依て以て一方には消費を節約すると同時に、可及的

財政の基礎を鞏固ならしめ、他方には公債の公募額を出來得る限り減少して、金融市場の壓迫を緩和せんとして居るのであります。尙地方財政に於ても中央財政同様に、力めて緊縮節約の方針を取つて居ることは申す迄もない所であります。

又一般國民に對しては上述の通、政府自ら消費節約の模範を示し、且贅澤品關稅の引上げ、復興貯蓄債券の發行の外、統制ある組織に依りまして、廣く國民全般に向つて勤儉貯蓄の美風を奨勵する考を以て、目下着々其歩を進めつつある次第であります。

然るに財界變調の他の有力なる原因たる、一部事業會社並銀行の放漫なる經營振に就きましては、其の跡仕末の困難なる爲めでありますが、其整理は遅々として進まず、甚しきに至りては今尙其病症を増進しつつあるものなきを保せざるが如き狀況を示して居りますことは、政府の頗る遺憾とする所であります。諸君の如き財界の有力

者に於かれては、深く時弊に顧みられ、政府の苦心の存する所を察せられ、政府と歩調を共にし以て財界の整理に努力せられむことを望んで已まざる次第であります。

此の如き財界の難局に際しまして、日本勸業銀行及各農工銀行が、上述の如き一部銀行並に事業會社の通弊に陥ることなく、其基礎亦比較的強固であつて努めて産業資金の供給に當られ、不動産の資金化に貢献せられたること頗る大なりしことは私の最も悦ぶ所であります。特に震災地の復舊並に復興の爲大に其力を効されたることを、此場合に於て深く謝せなければならぬのであります。

乍併、右兩行の貸付高を全國の不動産を擔保とする貸付總高に比較して見まするに、漸く總額の二割強を占むるに過ぎざる状態でありまことは、色々の事情もあるのでありませうが、本邦唯一の不動産貸付機關の働としましては尙遺憾の點ありと思はるゝのであります。殊に勸農兩行は他の銀行業と異なる特典を有し、其營業區域も

獨占的でありまするが爲、兎もすれば其營業振りが、消極退嬰に陥るの虞なきを保せないかとも考へらるゝのでありまするが故に、今後業務の遂行上一層の御奮勵あらんことを切望する次第であります。

我國が農村の振興を要する現狀に在ることは、各位の充分御承知の通りであります。而して之が爲には長期低利の金融が圓滑に普及することを、最必要とすることにも申迄もありませぬ。然るに勸農兩行の貸付が動ともすれば、市街地の貸付に傾き又は大口の貸付に偏倚して、小口の農村貸付の振はない傾向のありますことは、兩行本然の使命から觀まして、篤と考慮を煩はさなければなりません。殊に勸農兩行は本來農工業に要する生産資金を供給する特殊の目的を以て、特設せられたる銀行でありまするが故に、別して借入者の資金の用途を嚴密に審査せられ、苟も不生産的事業には貸出を爲さざる様注意せられたいと思ひます。

最後に復興貯蓄債券のことに付一言したいと思ひます。右債券は已に第一回の賣出を行ひまして、各位の御盡力に依り、幸に好成績を擧げることを得たのであります。が、將來五ヶ年の間に能く其所期の目的を達し得るや否やは、懸て今後の成績如何に在ることでありまするが故に、之が賣出に際しても、各位に此上の御助力を願はなくてはなりません。又本債券の收入金は今回設置せられました、復興貯蓄債券收入金運用協議會に諮問し、其の一半は震災地の復興に、他の一半は地方産業の振興に振向けらるる筈でありまして、其大部分は、勸農兩行を経由して融通せらるることと思ひますから、各位は政府の意の在る所を諒とせられ、慎重調査、以て貸付上に遺憾なきを期せらるる様、御配意あらむことを此際希望致して置きます。終りに臨みまして今夕の御厚情を深く謝します。

四 手形交換所聯合懇親會に於ける演說

(大正十三年十一月二十一日)

諸君今夕は御招待を蒙りまして、我國金融の樞機を握られて居る所の銀行家諸君と相會しまして、我國財政經濟の現状に就き所見の一端を述ぶるの機會を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。我財界は大正九年の反動以來、既に五箇年に垂として居るに拘らず、未だ十分安定の域に達して居りませぬので、金融・産業・貿易其の他各方面に亘り、極めて多難の局面に立つて居ることは、諸君の熟知せらるる所であります。即ち戦後財政の整理未だ完からず、民間經濟も亦反動の創痍未だ癒えざる時に際しまして、不幸客年の大震災に遭遇致し、財政經濟全般に亘つて深甚なる打撃を被り、金融及産業に及ぼした

る影響は實に容易ならざるものがあります。外國貿易の逆調は益々甚しく、本年は十月迄に朝鮮臺灣の分を合せ六億九千餘萬圓の入超を示し、大正八年以降の入超累計は二十七億四千九百餘萬圓の巨額に上り、戦時四箇年間の出超累計十三億九千三百餘萬圓を相殺して、尙十三億五千六百餘萬圓の入超を残したのであります。之と同時に貿易外の受取勘定も戦後著しく減少致しましたから、政府及日本銀行の保有する正貨は、最高記録たる大正十年一月の二十一億九千餘萬圓より漸減し、今春英米市場に於て新に外債を募集致しましたるに拘はらず、本年十月末には十五億三千餘萬圓となり、爲替相場も次第に低落し對米相場は今や三十八弗臺に下り、國民の注意を惹くに至つたのであります。

經濟界の趨勢斯の如くなるにも拘らず、財政は戦後却て膨脹し、大正七年度に於て十億千七百餘萬圓であつた所の歳計は、本年度實行豫算に於ては十六億千五百餘萬圓を算するに至り、國債の總額も亦比年増加致しまして、大正七年度末に於て三十億五千餘萬圓であつたものが、本年十月末には四十七億二千三百餘萬圓となり、其の發行額は市場の消化能力の限度を超えて既發公債の市價を低落せしめたるのみならず、金融市場を壓迫し財界整理の進行を阻害したる所が少くはないのであります。然るに従前の財政計畫に依りますれば、震災の復興復舊に要する財源の如きは主として公債に俟つの外なき状況でありまして、新規公債發行豫定額は、前期議會當時毎年度數千萬圓の減額をなしたるに拘らず、尙一般會計及特別會計を通じ、本年度に於て二億九千四百餘萬圓、大正十四年度に於て三億五千八百餘萬圓、大正十五年度に於て三億一千三百餘萬圓を算したのであります。我財界の現状より推しまして、斯の如き巨額の公債を發行するの不可なることは論を俟たない所であります。加之、従前の財政計畫は、其の外種々の缺陷を藏し、之が釐革を要するもの少くはないのであります。臨

時國庫證券收入金特別會計の如きは、其の運用に係る外國證券の大部分は數年來其の利子の支拂なく、從て同會計は年々二千數百萬圓の歳入不足を生じて居りまして、資金を以て之を補填し來つたのでありますが、其の資金も已に盡きんとして居りまして、之が整理の方策を講じますることが焦眉の急に迫つて居ります。是れ財政計畫を立て直しの最急務なるを語るものに外ならないのであります。

今や英米を初め諸外國は官民一致して戦後の經營に當つて居ります。即ち政府は財政を整理し公債の償還に力め、民間も亦事業を整理し、産業の復興を計つて居り、加ふるに近くは所謂ドウズ案の實施に依り數年來の懸案たる獨逸の賠償問題を解決して、世界經濟は將に重大なる轉回期に入らんとして居る時に際しまして、我國の財界が獨り此の機運に遅れんとしつつあることは、寔に遺憾に堪へない所であります。斯の如き難局を打開して國運の伸暢を圖りますには、先づ以て國民の自覺を促し、舉

國一致奮勵努力する所がなくはなりません。之が爲に施設すべきものは多々ありまするけれども、其の根本策は公私經濟に節制を加へますと共に、速に財界整理の實を擧ぐるに在りと信ずるのであります。

右の事態に鑑みまして、政府は財政の基礎を鞏固にし、國民經濟に對する壓迫を緩和致しますると共に、率先して消費の節約を圖るが爲め、行政財政の整理緊縮を以て方針と致し、内閣成立以來着々之が實行の歩を進めて來たのであります。今之が大要を述べますれば、先づ大正十三年度に於きましては、一般會計歳出實行豫算は總計

十六億千五百餘萬圓

でありましたが、時既に年度の中途でありまして整理の實行が、頗る困難でありましたにも拘はらず、其の内
九百餘萬圓
を節減し、
二千百餘萬圓

を後年度に繰延、總額を

十五億八千四百餘萬圓

に緊縮致しました。尙特別會計に於ても千七百餘萬圓を整理し、一般會計及特別會計を通じて四千七百餘萬圓の整理を行ひ、之に依つて本年度公債發行豫定額二億九千四百餘萬圓の内約二千萬圓を減ずることを得たのであります。而して今後發行を要する金額は一億五千四百餘萬圓でありますが、右に就きましても市場に公募を致さないといふことは既に聲明した通であります。大正十四年度に在つては、政府は銳意行政財政の整理に力め、既定計畫に依る同年度

一般會計歳計豫定額

十六億二千八百餘萬圓

の内

六千六百餘萬圓

を節減し、

八千五百餘萬圓

を後年度に繰延ぶることとし、合せて

約一億五千二百萬圓

を整理したのであります。尙特別會計に於きましても、一般會計同様の方針を以て整理を行ひました。而して其の計數は今尙未定に屬して居りまするけれども、一般會計及特別會計を通じて整理總額は二億數千萬圓に上る見込であります。

大正十四年度豫算は目下編成中でありまして、而も其の概算は最近に決定した許りでありまして、今後尙異動を生ずるでありませうから精確なる説明を致しかねますけれども、其の大綱を申述べますれば前述の如く歳計豫定額

十六億二千八百餘萬圓

に對し、

一億五千二百餘萬圓

を整理減額致し、尙預金部制度の變更等に依りまして

六千四百餘萬圓

を減少致し、之に新規増加額

一億二千二百萬餘圓

を加へ、結局大正十四年度歳出總額は

經常部	十億九百餘萬圓
臨時部	五億二千四百餘萬圓
合計	十五億三千三百餘萬圓

となる見込でありまして、之を前年度豫算に比較して見ますれば、

八千二百餘萬圓

の減少となります。若し行政財政の整理を行はなかつたならば、大正十四年度の歳計は十六億八千五百餘萬圓となり、本年度に比し却て

七千餘萬圓

の増額を見るべき筈であつたのであります。

新規増加額は前述の通り一億二千二百萬餘圓でありますが、其の内既定計畫上増加の已むを得ないもの及臨時國庫證券收入金特別會計の整理に伴ふものを除きますと

八千百餘萬圓

でありまして、其の内には

陸軍々備整理等に伴ふ經費

千五百餘萬圓

電話交換擴張費の追加

二千二百餘萬圓

を包含致して居りまするが故に更に此の兩者を控除致しますれば、純粹の新規増加額は

約四千三百萬圓

であります。

尙大正十四年度豫算編成に當りましては、公債の發行は成るべく之を減額することに努め、一般會計に於きましては新規起債額を一億一千萬圓以内とし、特別會計に於きましては尙未定に屬するものがありすけれども、一般會計及特別會計を通じ總て郵便局賣出預金部引受等の方法に依つて、之を調達し以て一切市場に於ける公募を避ける方針であります。此の如くにして財政の基礎の鞏固を圖ると同時に、財界に及ぼ

す壓迫を除きまして、以て其の整理回復に資したいと思ひます。又臨時國庫證券收入金特別會計は之を廢して其の負擔を一般會計に移し、以て財政上に於ける將來の禍根を芟除することに致したのであります。

次に預金部資金は近年郵便貯金等の増加に依りまして、著しく膨大致し現在額十億圓を超過するに至りましたが、從來其の資金の運用は動もすれば放漫に流れ不確實に陥るの弊がないでもありませんので、世上の非難を招くに至りましたから、政府は夙に其の弊竇を匡正するの必要を認めまして、一面之が經理の方法に付根本的改善を加へますると同時に、其の資金の運用に付ては官民合同の委員會を設置し之に諮問することとし、已に大體其の成案を得ましたから、其の實行に必要な法律案を次期議會に提出する積りであります。

終りに我國現下の經濟界に於て重要な關係ある外國爲替問題に就いて一言したいと

考へます。戰後殊に震災以來我國國際貸借の逆調に伴ひまして、爲替相場は暴落を告げ、今や對米相場の如き三十八弗二分の一に下り平價に比し二割二分餘の下落を示し、爲替市場は著しく安定を缺くに至つたのであります。而して若し此の儘推移致しますれば、其の結果自然内地物價の昂騰を來し、産業の振興を妨げ、貿易の發展を阻害し、其他財政經濟各方面に亘つて、容易ならざる影響を惹起するの虞があります。茲を以て政府は之が對策に付最善の考慮を拂ひまして、爲替相場の低落を防止し其の安定を期するが爲め臨機有效なる方策を實行する方針であります。而して其の方策の一と至しましては、必要の場合に於て現在保有の内外正貨を利用し爲替調節に資するの決心を有して居ります。尤も其の實行に付ては、之が爲め内地財界に成るべく不良の影響を來さしめない様其の時機及方法に付慎重考慮する所あるべきは勿論であります。併し乍ら爲替恢復の根本策は、結局國際貸借の改善にあるのであります、即

ち輸入の抑制、輸出の増進に俟つの外はないのであります。一方に於て奢侈品は固より必要品と雖、投機思惑に基く輸入に對しては、爲替銀行其の他金融業者に於て極力之が抑制に力められんことを望むのであります。又他方に於きまして生産及貿易の組織を改善して能率を増進し、商品の聲價を高めることに力めると共に、消費節約に依りまして物價の低落を促し、資本を蓄積して金利の低下を來し、生産費の低減を期する等適切なる方策を講ずるが爲に、國民一般が全幅の努力を竭すの必要なるを痛感するものであります。

諸君、我國財界の現状は極めて多事多難であります。此の秋に當りまして、金融の要地に居らるゝ銀行家諸君の責任は頗る重大なりと申さなければなりません。何卒邦家の爲め益々奮勵努力、以て財界の整理回復に當られ、國運の進展に貢獻せられんことを切望して已まないのであります。

五 關西銀行大會に於ける演說

(大正十三年十一月二十六日)

諸君、本日は御招待を蒙りまして、關西地方金融界の有力者諸君と相會し、財政經濟上當面の問題に付きまして所見の一端を述べたるの機會を得ましたことは、私の欣快とする所であります。

熟々海外の狀勢を觀まするに、英米を初め諸外國は戦後官民一致して財政經濟の整理に努め、其の實績は既に大に見るべきものがあります。加ふるに過般倫敦會議の結果、戦後歐洲財界の暗影であつた所の獨逸賠償問題も茲に漸く解決の緒に就くこととなりました。殊に最近英國の總選舉並に米國の大統領選舉の結果、其の政情は安定を加へ、財界は活況を呈して參つたのであります。就中磅爲替相場の回復は極めて顯

著でありまして、其の平價に復するの日も亦必ずしも遠くはないと思はれるのであります。斯の如くにして、今や世界經濟は重大なる轉回期に入らんとして居ります。翻つて我國經濟界の現状を觀まするに、戦後財政の整理未だ完からず、財界の回復未だ其の緒に就かざる時に當りまして、更に客年の大震災に遭遇し、之が爲に多年の蓄積經營に係る巨額の富を烏有に歸せしめたのみならず、財政の負擔は頓に重きを致し、金融は梗塞を加へ、産業は益々不振に陥り、國際貸借の逆調は一層甚しくなり、惹ひて我國の正貨は減少致し、爲替相場は低落し、斯くて世界經濟界の機運に後れ、今後に於ける國際競争上極めて不利なる地位に立つに至つたのであります。

斯の如き財界の難局を打開し、國運の伸暢を圖りまするには、先以て國民の自覺を促し、舉國一致奮勵努力しなければなりません。之が爲に施設すべきものは多々ありまするけれども、其の根本策は公私經濟に節制を加へると共に、速に財界整理の實

を擧げるに在りと信じます。故に現内閣は其の成立以來、行政財政の整理緊縮を以て其の重要な政綱と致しまして銳意之が實現に力め來つたのであります。

抑我財政經濟の現状に照しまして、此の際特に財政整理の斷行を必要とする所以のものが三あります。其の第一は我財政の基礎を鞏固にして將來の禍根を爰除せんとすることでありませう。政府の財政が戦時に於て膨脹しまするの各國其の軌を一にする所ではありまするが、我財政は戦後諸外國が歳計を緊縮し、公債の償還に力めつゝありました時期に於て、却て膨脹を見るに至つたのであります。即歐洲戰爭の終了致しました大正七年度に於て十億千七百餘萬圓であつたものが、本年度實行豫算に於きましては十六億千五百餘萬圓に上り、大正七年度に比しまして五億九千八百餘萬圓の増加に當つて居るのであります。戦後反動の創痕が極めて深く、財界は不況に沈淪して居つた時に當りまして、斯の如き財政の膨脹が國民經濟力の實情に適應せざること

は、言を俟たないのであります。其の結果年々巨額の公債を起して、辛うじて收支の均衡を保持して参りました。従て國債の總額は比年増加致し大正七年度に於ては三十億五千餘萬圓であつたものが、本年十月末には四十七億二千三百餘萬圓となり、其の間十六億七千二百餘萬圓を増加致したのであります。加之、短期公債の借換が頻々として行はるゝ爲め、發行條件は次第に不利となり、之が爲に國庫の負擔は益々重きを加ふるのみならず、新規公債の發行は愈々困難に陥りまして、竟に豫算の遂行を期し難きに至るの虞があるのであります。然るにも拘らず従前の財政計畫に於きまして、斯の如き實行不確實なる公債財源に依頼致しましたのは、是れ財政の基礎薄弱なるを示す所以の一であります。

又臨時國庫證券收入金特別會計は、大正六年以降政府が戰時輸出爲替資金の疏通を圖り、又は聯合國に對する財政援助の資金に充てる爲に發行致しました臨時國庫證券

の收入金の經理に關する會計でありますが、其の收入金五億二千餘萬圓中約二億九千萬圓は舊露國政府證券に、約五千萬圓は支那國政府證券に放資せられたのであります。然るに是等の外國證券に付しましては數年來其の利子の支拂を受けざるにも拘らず、臨時國庫證券の利子は之を支拂なければなりません。已むを得ず元本を費消して以て利子の支拂に充當して参り、其の金額は大正十二年度末迄に於て約一億二千五百萬圓に達しましたから、若し従來の方法を踏襲するとしたならば、大正十五年度に至りましては同會計の資金は皆無となり、臨時國庫證券の利子は之を支拂ふことを得ざるに立至るのであります。斯の如き状態なるにも拘らず、従前の財政計畫に於きましては之が善後手段に付き何等施設する所なく、其の儘に放任して顧る所がなかつたので、我財政上に重大なる禍根を貽したのは是れ財政の基礎薄弱なるを示す所以の二であります。

又大正三年歐洲大戰の勃發に際しまして、政府は軍事費支辨の爲め臨時軍事費特別會計を設置し、事件の終局迄を一會計年度として整理致し、之が財源は主として公債に依つて調達することゝ致しました。而して軍事費の支出額に對する財源として發行を要する公債の額は、五億五千五百餘萬圓に上りましたが、内一億四百餘萬圓は今尙發行未済に屬して居ります。元來本會計は戰爭終了後、速に之を閉鎖するのを妥當と致しまするにも拘らず、公債の發行困難の故を以て遷延今日に及び、尙未整理の儘存續せしめて置き、公債發行未済の分に對しては已むなく一時國庫金を流用しつゝあるのであります。斯の如きは財政上稀に見るの變態と云はねばなりません。是財政の基礎薄弱なるを示す所以の三であります。

斯の如く従前の財政計畫は幾多の重大なる弱點を包藏致して居りまして、之が立て直しは焦眉の急に迫つて居るのみならず、現状の儘推移するに於ては、遠からず一大

増税を行ふの已むなきに至るべきことは必至の勢なりと謂はねばなりません。即ち我國の財政は増税か財政整理か二者其の一を選ばざる可らざる岐路に立てるものであります。政府は財界の現況に鑑み、國民負擔の狀態に照し、斷乎として増税を排し、財政整理を實行するの決心を爲したのであります。

財政整理の第二の眼目は財政の民間經濟に對する壓迫を緩和せんとすることです。蓋し歲計の膨脹に伴ひまして、公債の發行は年々巨額に上り、其の内一般市場に公募したもののみにても大正八年度二億二千萬圓、大正九年度二億六百餘萬圓、大正十年度一億八千餘萬圓、大正十一年度一億二千餘萬圓を算するの外、借換に屬するものが年々三億圓乃至五億圓の多きに上りまして、金融市場は之が應接に違なき狀況であつたのみならず、大正十二年度に於ては震災の爲に市場は新規公債に應ずるの能力を缺如するに至つたのであります。斯の如き狀況でありましたから公債の利

廻は次第に昂騰し、惹いて金融市場を壓迫し、民間の産業資金を奪ひ、金利の低落を妨げ、財界整理の進行を阻害したる所が少くないのであります。然るに従前の財政計畫に依りますれば、震災の復興復舊に要する財源の如きは主として公債に俟つの外なき狀況でありまして、新規公債發行豫定額は前期議會當時毎年度數千萬圓の減額をしながらも拘らず、尙一般會計及特別會計を通じまして本年度に於ては二億九千四百餘萬圓、大正十四年度に於ては三億五千八百餘萬圓、大正十五年度に於ては三億一千三百餘萬圓を算し、若し此計畫にして其の儘に遂行せられますれば、其の民間經濟に及ぼす影響の如何に重大なるべきかは想像に難くはありませぬ。是れ財政を緊縮し、可成公債の發行額を減じ、殊に其の公募を差控えんと致しまする所以であります。

財政整理の第三の眼目は政府自ら率先して消費の節約を圖るに在ります。蓋し今日經濟界が依然として難境を脱すること能はざる原因の一は、消費が徒に旺にして生

産が之に伴はないからであります。之が爲に物價は騰貴致して、國民の生活を脅威するのみならず、輸入を奨励し、國際貸借の逆調を助長する等、其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものがあります。依て最大の消費者たる政府が自ら率先して其の消費を節約致し、一面之に依て物資に對する需要を減ずると共に、他面國民一般をして政府の此の方針に順應し、消費節約勤儉力行の美風を涵養せしめ、以て物價の調節、國民經濟の改善に資することは極めて肝要なる事であります。是れ財政の整理に依つて歳出の緊縮を圖りました所以であります。

以上の趣旨を以て現内閣は其の成立以來、幾多の障害を排して、行政財政の整理緊縮を實行致して來ました。今其の主要を述べますれば先づ大正十三年度に在つては一般會計に於て三千萬圓、特別會計に於て千七百餘萬圓、合計四千七百餘萬圓の整理を行ひ、之に依つて本年度公債發行豫定額二億九千四百餘萬圓の内約二千萬圓を減ずるこ

とを得たのであります。

大正十四年度に於きましては政府は既定計畫に依る同年度一般會計歳計豫定額

十六億二千八百餘萬圓

六千六百餘萬圓

八千五百餘萬圓

の内

を節減致し、

を後年度に繰延べることとし、合せて、

約一億五千二百萬圓

を整理致しました。尙特別會計に於きましても一般會計同様の方針を以て整理を行つ

たのであります。而して其の計數は今尙未定に屬しまするけれども、一般會計及特

別會計を通じて整理總額は約二億五千萬圓に上る見込であります。大正十四年度豫算

は目下編成中に係り、而も其の概算は最近に決定した許りでありまして今後尙異動を

生じませうから、精確なる説明を申上げかねますが、其の大綱を述べますれば、前述

の如く歳計豫定額

十六億二千八百餘萬圓

に對しまして

約一億五千二百萬圓

を整理減額し、尙預金部制度の變更等に依り

六千四百餘萬圓

を減少し、之に新規増加額

一億二千二百萬圓

を加へ、結局大正十四年度歳出總額は

十五億三千三百餘萬圓

となる見込でありまして、之を前年度豫算に比較しますれば

八千二百餘萬圓

の減少となります。若し行政財政の整理を行はなかつたならば、大正十四年度の歳計

十六億八千五百餘萬圓

となり、本年度に比し却て

七千餘萬圓

の増額を見た筈であります。

新規増加額は前述の通り

一億二千二百萬圓

でありますが、其の内既定計畫上増加の已むなきもの、及臨時國庫證券收入金特別會計の整理に伴ふものを除きますときは

八千百餘萬圓

となり、其の内には

陸軍々備整理等に伴ふ經費

千五百餘萬圓

電話交換擴張費の追加

二千二百餘萬圓

を包含致して居りますから、更に此の兩者を控除しますれば純粹の新規増加額は

經常部

約二千萬圓

臨時部

約二千三百萬圓

合計

約四千三百萬圓

に過ぎませず、何れも緊急已むを得ざるものに屬するものであります。

尙大正十四年度豫算編成に當りましては、公債の發行は成るべく之を減額することに努め、一般會計に於きましては新規起債額を一億一千萬圓以内とし、特別會計に於きましては尙未定に屬するものもありますが、一般會計及特別會計を通じまして總て郵便局賣出預金部引受等の方法に依つて之を調達し、以て一切市場に於ける公募を避ける方針であります。此の如くにして財政の基礎の鞏固を圖ると同時に、財界に及ぼす壓迫を除きまして、以て其の整理回復に資せんとするのであります。

次に臨時國庫證券收入金特別會計の整理に就きましては、政府は大正十四年度より同會計を廢止致しまして、證券の元利拂に關する負擔を一般會計に移し、之と共に臨時國庫證券は漸次普通公債に借換へる計畫であります。其の結果減債基金の適用を受け、元金償還の途を開く様になり、之が爲に一般會計の負擔を増すことは毎年二千數百萬圓であります。

又臨時軍事費特別會計の整理に就きましては、補助貨の鑄造益金より成る造幣局資金の一部を以て一の基金特別會計を設けまして、其の資金の運用として臨時軍事費公債發行未済額一億四百餘萬圓を引受けさせ、以て本會計は之を閉鎖するの方針であります。尙大正十四年度以降に於きまして臨時軍事費の支出を要する場合には、一般會計に於て之を支辨する計畫であります。前述諸點の外、従前の財政計畫に包藏せられて居る幾多の弱點に對し、夫々相當の補整を加へましたから、財政の基礎は茲に鞏固と相成つたものと信ずるのであります。以上、現内閣が財政の整理を以て重要な政綱となし、銳意之れが實現に努めました所以を明に致しました。併し乍ら政府は整理緊縮を以て能事了りとするものではありませぬ。

否寧之に依つて將來國運發展の素地を作らんとするものであります。國民一般も亦能く此の趣旨の存する所を解し、暫く隱忍自重、以て今後の發展に備ふる所

あらんことを望みます。

終りに我國經濟界に於て當面の重大問題たる外國爲替に就きまして、一言致したいと思ひます。我國の爲替相場は、昨秋の震災以來殊に低落の趨勢を辿りまして、今年四月下旬横濱正金銀行の對米相場は四十弗に低落し、市場相場は遂に三十八弗臺を唱へるに至りました。其の後多少恢復を示しましたが、九月下旬頃より相場は再び軟調を呈しまして、正金銀行の建値は竟に三十八弗に下り、爲替市場は著しく安定を缺くに至りました。而して今後の情勢を按じますに、明年上半季に亘つて輸入旺盛期を控へて居りますから、爲替の前途は憂慮すべきものがあるものであります。

惟ふに爲替相場の著しき低落は、財政經濟の各方面に亘り幾多の不利なる影響を齎すことは勿論でありまして、殊に工業原料の大部分を輸入しなければならぬ我が邦としては、其の物價・産業及貿易に及ぼす影響は容易ならざるものがあります。之を以

て爲替相場の維持回復に付きましては、國民一致協力之れが對策に付全幅の努力を竭すことが緊要であると思ひます。而して之が根本策と致しましては、結局國際貸借の改善即ち輸入の抑制と輸出の増進とに俟つの外はなく、之が爲に幾多の施設を要するものがありますけれども、是等の施設たるや其の効果を擧ぐることに決して一朝一夕の業ではないのであります。然るに一方刻下の爲替低落は、其の國民經濟に及ぼす影響の益々重大ならむとするに鑑みまして、政府は之が對應策に付特に最善の考慮を拂ひ、爲替相場の低落を防止し、其の安定を期するが爲臨機有效なる方策を實行する方針であります。而して其の方策の一としては必要の場合に於て現在保有の内外正貨を利用して爲替調節に資するの決心を有して居ります。尤も其の實行に付きましては、之が爲め内地財界に成るべく不良の影響を來さしめざる様其の時機及方法に付きまして、慎重考慮する所あるべきは勿論であります。此の點に關しまして世上或は即時無條件に

金の輸出禁止を解くべしと論ずるものもありますが、抑も金の輸出解禁は經濟の常道に復歸する所以でありますから、政府に於きましては一日も速に其の實現の時期の到來せむことを希望して止まないものでありますけれども、目下我國の財界は反動の創痕未だ癒えず、震災の打撃尙深く、就中爲替相場の低落今日の如く著しき場合に於きまして、遽に金の輸出を自由に致しますときは必ずや爲替相場の激變を來し、金は滔々として海外に流出致し、其の結果急激なる通貨及信用の收縮となり、國內の金融・産業・貿易其他財界全般に亘りまして、大波瀾を惹起し、國民經濟の根幹に甚大なる打撃を與ふるの虞があるのであります。故に政府は今日は未だ解禁を實行すべき時期ではないと認めて居ります。併し乍ら今後財政經濟の整理が進捗致し、國際貸借の逆調が緩和せられ、一般財界の安定も恢復せられまして、解禁の結果前述の如き影響なしと認めらるゝ時期に至りましたならば速に之を執行すべきことは勿論であります。

尙爲替問題に關聯致しまして、民間の外資輸入に付て一言致さうと思ひます。元來外資の輸入は其の通貨並に物價等に及ぼすべき影響に鑑みまして、政府に於て適宜調整の手段を講ずるの必要あるは勿論でありますけれども、苟も其の事業にして確實なる償還能力を備へ、且我國産業貿易の發展上必要なりと認めらるゝものに對しましては、政府に於ても固より之を抑制するの意思を有ちませぬ。此の點に付きましては世上或は誤解なきを保しませぬので、此の機會に於て之を言明致して置きます。

諸君、我國財界の現状は極めて多事多難であります。併し乍ら官民一致協力、以て財界の整理恢復に當りましたならば必らずや禍を轉じて福と爲すことを得べく、産業の興隆國運の發展も亦期して待ち得べきものと信じます。金融の要地に居られます諸君に於かれましては、其の責務の重大なるに顧みられ益々奮勵努力邦家の進運に貢獻せられんことを切望致します。

六 第五十議會に於ける財政演說

(大正十四年一月二十二日)

諸君、茲に大正十四年度歳入歳出總豫算を紹介し、政府の財政計畫の主要を説明致しまするのは私の光榮とする所であります。

政府は我國財政經濟の現状に顧みまして、財政の基礎を鞏固にし、將來の禍根を芟除すると共に其の民間經濟に對する壓迫を除去し、財界の整理恢復を促進するの急務なるを認めまして、大正十四年度豫算編成に當りましては特に意を此の點に用ひて行財政の整理緊縮を斷行致しました。

我國の財政は戦後に於て著しい膨脹を見まして、大正十三年度實行豫算は十六億千五百餘萬圓を算し、歐洲戰爭終了の年たる大正七年度に比して五億九千八百餘

萬圓を増加したのであります。戦後反動の創痍尙癒えず、財界は不況に沈淪して居りまする時に當りまして、斯の如き財政の膨脹が國民經濟の實力に適應しないことは言を俟たないのであります。其の結果年々新に巨額の公債を起し、辛ふじて收支の均衡を保持し來つたのであります。即ち大正七年度末に於ける國債總額は三十億五千餘萬圓であつたものが、大正十三年末に於ては四十七億四千二百餘萬圓となり、其の間實に十六億九千餘萬圓を増加致したのであります。其外公債の借換を要するもの毎年度三億圓乃至六億圓に達し、彼此相俟て短期公債の發行頻々たるの狀態でありましたから、金融市場は之が應接に遑なく、爲めに既發公債の市價を低落せしめ、發行條件は次第に不利に赴きました。殊に震災の後を承けて、大正十三年度より大正十七年度に至る公債の新規發行豫定額は總計十四億數千萬圓の多きに上り、就中大正十四年度の發行豫定額は三億五千八百餘萬圓を算するのでありますが、市場は斯の如き巨額の公

債を消化するの能力なきは明であつて、強いて此の募債計畫を遂行しましたならば、之が爲に益々金融市場を壓迫し、財界の整理恢復を阻害し、通貨の膨脹、物價の騰貴、貿易の逆調を助長する等經濟上に及ぼす弊害は測り知る可からざるものがあらうと考へます。若し此の弊害を避けるが爲公債の發行を差控へるときは、豫算の實行は竟に不能に陥るを免れないのであります。又臨時國庫證券收入金特別會計に於きましては、其の證券發行に依る收入金五億二千二百餘萬圓中二億九千餘萬圓は舊露國政府證券に、五千餘萬圓は支那國政府證券に放資せられましたが、是等の外國證券に付きましては、數年來利息の受入れが無かつたが爲に已むを得ず元本を費消し、以て證券利子の支拂に充當して參り、之が爲に生じたる缺損額大正十二年度末迄に於て一億二千五百餘萬圓に達し、若し從來の方法を踏襲するときは、大正十五年度に至つたならば同會計の資金は皆無となり、臨時國庫證券の利子は之を支拂ふこと能はざるに至るので

あります。斯の如き状態なるに拘らず、従前の財政計畫に於て、之が整理に付何等施設する所が無かつたのは財政上重大なる禍根を貽せるものであります。

又臨時軍事費特別會計に於きましては、大正三年以降臨時軍事費の支出額に對する財源として公債の發行又は借入金爲すを要する額は五億五千五百餘萬圓に上りましたが、内一億四百餘萬圓は今尙調達未済に屬して居ります。元來本會計は夙に之を閉鎖す可きでありましたに拘らず、公債の發行困難の故を以て遷延今日に及び尙未整理の儘存続せしめて置き財源調達未済の分に對しては已むなく國庫金を流用して之を彌縫し來つたのであります。斯の如きは財政上不整理の甚しきものと謂はなければなりません。

前述の如く従前の財政計畫は幾多重大なる缺陷を藏し、其の基礎頗る薄弱であつて之が立て直しは焦眉の急に迫つて居ります。若し現状の儘推移したならば、敢て積極

的施設を行はなにしても、遠からずして増税を行ふの已むなきに至るべきは寔に必然の勢なりと謂はねばなりません。此の勢を避けんと欲するならば、此際行政財政の整理を行ひ、以て收支の均衡を圖るの外途はありませぬ。即ち我國の財政は増税か整理か何れか其の一を選ばざる可らざる岐路に立つて居ります。政府は財界の現況に鑑み國民負擔の状態に照しまして、増税を排して財政の整理を實行致したのであります。

轉じて經濟上より之を觀るも、從來財政の膨脹殊に巨額なる公債の發行は、財界各方面に幾多の悪影響を及ぼしました。茲を以て此の弊を矯め、現下の難問題たる物價爲替・金利等の諸問題の解決に資し、財界の整理、産業の發達を圖らんとすれば此際出來得る限り財政を整理し、公債の發行額を減じ、民間經濟に對する壓迫を緩和することが極めて緊要であります。

以上の理由に依りまして、前議會終了後政府が實行致しましたる財政整理の概要を述べますれば、

先づ大正十三年度に於きましては一般會計歳出實行豫算總額

十六億千五百餘萬圓

でありましたが、年度進行中の故を以て多大の整理を爲すことが出來ず、

右の内

九百餘萬圓

を節減致し、

二百餘萬圓

を後年度に繰延べまして、合計

三千百餘萬圓

を整理致しました。尙特別會計に於きましても

千七百餘萬圓

の整理を行ひました。而して之に依て十三年度公債發行豫定額二億九千四百餘萬圓の内約二千萬圓を減ずるを得たのであります。

大正十四年度に於きましては、豫算の編成に當つて先づ以て行政財政の整理を行ひ、一般會計に於きましては
六千八百餘萬圓
を節減致し、
八千四百餘萬圓
を後年度に繰延べることとし、合計

一億五千二百餘萬圓

を整理し、尙特別會計に於きましても

六千二百餘萬圓

を節減致し、

四千二百餘萬圓

を繰延べ、合計

一億四百餘萬圓

を整理し、此の整理緊縮を基礎としまして大正十四年度豫算を編成致しました。茲に大正十四年度總豫算の概要を述べますれば、

歳入歳出各

十五億二千四百餘萬圓

でありまして、歳入に於きましては

經常部

十三億餘萬圓

臨時部

二億二千四百餘萬圓

であります。之を前年度實行豫算に比較しますれば、

經常部に於て

三千五百餘萬圓

を増加し、

臨時部に於て

一億二千六百餘萬圓

を減少し、經常部臨時部を通じて

九千百餘萬圓

を減少致しました。

右減少を見まする所以は、

租税に於て

三千二百餘萬圓

郵便電信電話收入に於て

四千餘萬圓

專賣局益金に於て

二百百餘萬圓

特別會計殘金繰入に於て

二千四百餘萬圓

其他に於て

千七百餘萬圓

計

一億三千六百餘萬圓

を増加致しまするが、

公債金に於て

一億四千九百餘萬圓

預金部制度の變更に依つて

五千五百餘萬圓

其他に於て

二百百餘萬圓

計

二億二千七百餘萬圓

を減少致しまする爲であります。

右の内租稅收入増加の内容に付きまして其の大要を説明しますれば、

酒稅に於て 二百餘萬圓

其他に於て 三百餘萬圓

計 二千四百餘萬圓

を減少致しますが、

所得稅に於て 二千九百餘萬圓

關稅に於て 千六百餘萬圓

相續稅に於て 四百六十餘萬圓

其他に於て 六百九十餘萬圓

計 五千七百餘萬圓

を増加致しまするから

差引 三千二百餘萬圓

を増加することになります。

又歳出に於きましては

經常部 十億千百餘萬圓

臨時部 五億千三百餘萬圓

であつて、之を前年度の實行豫算に比較しますれば

經常部に於て 四千三百餘萬圓

臨時部に於て 四千七百餘萬圓

合計 九千百萬餘圓

の減少であります。

右の減少を見まする所以は

既定計畫に依る増加額

八千九百餘萬圓

新規増加額

一億千四百餘萬圓

計

二億三百餘萬圓

を増加致しますが、

既定計畫に依る減少額

七千六百餘萬圓

整理節減額

一億五千二百餘萬圓

預金部制度の變更に依る減少額

五千五百餘萬圓

其他の減少額

千餘萬圓

計

二億九千四百餘萬圓

を減少する爲であります。

次に大正十四年度の公債計畫に關しましては、財政の現狀に鑑み新規發行額は預金部引受郵便局賣出等の方法に依つて調達し得る見込の限度に止めて之を一億五千萬圓とし、一切一般市場に公募しないこととしました。其の内譯は一般會計に於て震災善後公債一億圓、特別會計に於て鐵道公債四千萬圓朝鮮事業公債一千万圓であります。

次に大正十四年度に於て新に施設致しました重要事項の大要を述べますれば、先づ臨時國庫證券收入金特別會計の整理に就ては大正十三年度限り同會計を廢止し、大正十四年度より證券の元利支拂に關する負擔を一般會計に移しまして、之と共に現存の臨時國庫證券は償還期限の到來する毎に漸次普通の公債に借換へることと致しました。借換の實行に伴ひまして、國債整理基金特別會計法の適用を受け、元金償還の途が開かるるに至るであります。右整理の結果新に一般會計の負擔を増加しまする金額は、大正十五年度に於て二千五百餘萬圓、其後遞増して大正二十年度には二千九百

九十餘萬圓に上り、其後次第に減少を見ますが今後二十年間は毎年度二千五百萬圓を下りませぬ。

又臨時軍事費特別會計の整理に就きましては、新に設置さるべき教育改善及農村振興基金の運用として同會計に對し、其の財源調達未済額一億四百餘萬圓を貸付けしめ、以て大正十四年四月一日限り本會計を閉鎖することとし、大正十四年度に於ける臨時軍事費所要額は之を一般會計追加豫算として要求する見込であります。

尙右の外在外帝國專管居留地・朝鮮醫院及濟生院・陸軍營繕費補充資金の三特別會計を廢止し、又東京帝國大學外四個の帝國大學特別會計を合併しまして一の帝國大學特別會計と致しました。

又造幣局資金の内一億三千萬圓を以て、教育改善及農村振興基金を設け、其の運用利殖金六百五十萬圓を財源として内四百萬圓を以て師範教育の改善に要する經費に充

て、二百五十萬圓を以て農村産業の振興に要する經費に充てるの計畫を樹てました。

又預金部の資金は近年著しく膨大し、現在額十五億圓を超過するに至りましたが、從來其の資金の運用は動もすれば放漫に流れ不確實に陥るの弊もありましたから、政府は其の弊を匡正するの必要を認めまして、之が經理の方法に付き改善を加ふる爲め、從來の預金利子特別會計を廢止し新に大藏省預金部特別會計を設けると共に、其の資金の運用に付き公明適切を期する爲め一の委員會を設置し之に諮問することと致しました。

以上の外新施設に要する經費としまして、

陸軍軍備の整理に伴ふ航空部隊の充實、兵器の改良、青少年訓練の一部實施等の經費
千二百餘萬圓

電話交換擴張費の追加
二千二百餘萬圓

其他

職業紹介事務局増設に關する經費、

勤儉貯蓄獎勵に關する經費、

失業統計調査に關する經費、

地震研究施設に關する經費、

農林・商工兩省の分立に要する經費、

貿易振興に關する經費、

等を計上致しました、

尙小學校教員俸給國庫負擔額の増加は、近年地方に於ける教育費負擔の實況に鑑みして其の緊要なるを認めまするが、本年度に於ては財政の都合上之を實行するを得なかつたのでありまするが、大正十五年度に於ては財政の狀況に照し之が實現に向つて

最善の努力を致さうと思ひます。

翻つて我國經濟界の現狀に就て一言しまするに、大正十三年の財界は戦後反動の餘勢未去らざるに際しまして、更に前年に於ける大震災の影響を受け、依然として不振の域を脱することが出来ませんでしたるが、貿易並に爲替の關係に於きまして殊に多難の時期に際會致しました。即ち昨年の外國貿易は輸出十八億七百餘萬圓、輸入二十四億五千三百餘萬圓、差引六億四千六百餘萬圓の輸入超過でありまして、輸入額、輸入超過額共に我貿易史上の最高記録を示し、之に朝鮮臺灣の分を加へますれば輸入超過總額七億二千五百餘萬圓に達し、大正八年以降の入超過計二十七億八千三百餘萬圓の巨額に上りました。而して貿易外の受拂勘定は經常的收支に屬するもの、戦時好況時代に於きまして受取超過年額五億圓内外に達したこともありましたが、戦後海運界の不況等の爲め受取超過額は次第に減少しまして、最近には一億圓内外に過ぎない見

込でありまして、到底前述の如き貿易の入超を決済することが出来ませんでしたので、我國の正貨は其の最高記録たる大正十年一月の二十一億九千餘萬圓より遞減して大正十三年末には十五億百餘萬圓と爲り、此間六億八千九百餘萬圓を減少致しました。而して外國爲替は對米相場に於て大正七年末五十二弗臺であつたものが、貿易輸入超過に轉ずると共に低落の趨勢に移りましたけれども、尙平價を降ること甚しくはなく、一昨年の震災直前に於ては四十九弗臺を維持して居りましたが、震災の結果復興復舊に要する物資の輸入及關稅の減免に基く輸入激増の爲め、貿易は甚しく逆調を示しまして、昨年一月より三月迄の輸入超過累計四億八千三百餘萬圓でありまして、前年同期の輸入超過額一億六千五百餘萬圓に比しますれば、約三倍の多きに上りました。其の結果爲替相場は著しく軟調を呈し、昨年初四十八弗臺でありましたものが、爾後漸落して四月下旬四十弗に下り、十月上旬には輸入期を控へ遂に四十弗を割

り同月中旬三十八弗臺に下り、以て今日に及びました。要するに近時に於ける爲替相場の低落は其の原因主として震災に基く貿易の大逆調に在るのであります。

斯の如き爲替相場の低落は、物價・産業・貿易其他經濟界の各方面に及ぼす悪影響容易ならざるものがあります。故に、政府は之が對策に就き最善の考慮を拂ひ、爲替相場の低落を防止し、其の安定を期しまする爲め適切有効なる方策を實行するの方針を樹てまして、隨時在外正貨の拂下を行ひ、必要の場合には政府及日本銀行の内地に保有する正貨の一部を海外に現送し、以て爲替調節に資することに決定致しました。尤も内地正貨の現送に就ては、之が爲め財界に急激なる影響を來さしめざる様其の程度及び時期に付慎重考慮すべきは勿論であります。然し乍ら爲替恢復の根本策は、畢竟するに國際貸借の改善に在ります。即ち輸入の抑制、輸出の促進に俟つの外途はありませぬから、一面に於て消費節約、内國品愛用の獎勵等に依りて輸入の防遏に力む

ると共に、他面國民の勤儉力行に依りまして資本の蓄積、生産の増加を圖り、産業及貿易の組織を改善して、生産費を低廉ならしめ、商品の聲價を高めて海外に販路を擴張する等、輸出の發展を期する爲め舉國一致全幅の努力を竭すの緊要なるを感ずるのであります。

次に我財界の整理に付て一言しますれば、戦後の反動以來既に數年を閲したるに拘らず、未だ充分整理の進捗を見なかつたのであります。大正十三年に於て株式會社の減資四億九千餘萬圓解散十億餘萬圓を算し、前年に比しまして夫々三倍六割及二倍八割の巨額に上つて居ります。又社債の内地發行額は八億五千餘萬圓でありまして、前年に比し三倍四割を超えましたが、之れ主として舊債整理の目的に使用せられたものと認められ、是等の事實は何れも事業界の整理が相當行はれたことを示すものであります。其の茲に至りましたのは、歳計の緊縮公債の非公募等政府財政政策の

影響與つて力ありと信ずるのであります。

要之、政府が上述の如き財政計畫を樹てました所以のものは、我國現下の難局を打開し、國力の發展を期せんが爲めには之を措いて他に途なきを確信したるに依るものであります。國民も亦政府の意の存する所を諒とし、相共に奮勵努力邦家の隆昌に貢献せられんことを庶幾ふのであります。

終に臨み諸君は慎重審議政府提出の豫算案に協賛を與へられんことを望みます。

七 地方長官會議に於ける訓示演説

(大正十四年五月五日)

昨年八月各位と相會しまして以來茲に十ヶ月、今日再各位に對し財務に關する所見を陳ぶることを得まするのは、私の欣幸とする所であります。

行政財政の整理緊縮は、現内閣の重要な政綱の一として、之が遂行に努めましたことは各位の熟知せらるゝ所であります。今其の大要を述べますれば、第五十回帝國議會の協賛を経ました所の、大正十四年度の豫算額は、總豫算と追加豫算とを合せて十五億四千九百餘萬圓でありまして、之を前年度の實行豫算に追加豫算を加へました額十六億五千四百餘萬圓に比較しますれば、一億四百餘萬圓を減少して居ります。此の減少を來しましたのは、主として大正十四年度の豫算編成に際しまして、行政財

政の整理緊縮に努め、節減額と繰延額とを合せて總計一億五千二百餘萬圓を整理致しました結果であります。尙同時に特別會計に在りましても、合計一億四百餘萬圓の整理を行ひました。地方財政に在りましても、各位に於て右政府の方針を體し、之が整理緊縮に付相當努力せられたこと、信じます。其の實績に關しましては未だ正確なる計數を得るに至りませぬけれども、府縣のみに付て見まするに、大正十四年度歳出豫算合計額は、概算三億四千百餘萬圓でありまして、之を前年度に比べて見ますれば、却つて六百餘萬圓の増加となつて居り、震災地各府縣の分を除外致しましても、一千百餘萬圓の減少に過ぎないのでありまして、緊縮の程度が未だ充分であるとは申すことが出来ないのであります。故に私は各位に對しまして、此の點に付更に一段の御努力あらんことを希望せざるを得ないのであります。又大正十三年度府縣債許可總額は、約六千四百餘萬圓でありまして、之を前年度許可總額に比較致しますれば、二千

八百餘萬圓の減少となり、若し震災關係の分を除きますれば、三千餘萬圓の減少となりまして、此の點に於ける緊縮の跡は、稍看るべきものがありますけれども、尙今後に於ても引續き緊縮の方針を採り、新規起債の抑制及舊債の整理に努められむことを望む次第であります。

税制の整理は極めて重大なる問題でありまするが故に、目下大藏省に於て委員を設け慎重調査中でありまして、其の目的と致しまする所は、主として國民負擔の公正を圖るにありまして、其の範圍は固より國稅地方稅の全般に涉つて居ります。税制整理の問題は、實に我國多年の懸案でありまして、従前屢々調査研究を重ねまして、其の一部は既に斷片的に實行せられたものもないではありませぬが、未だ全般に涉て整理の行はれたことはありませぬ。政府は時代の趨勢と國民負擔の實況とに鑑みまして、此の場合に於て適當なる税制の整理を行ふことが極めて急務であることを認め、今回之が

實行準備の調査に着手致しました。其の内容は今日の場合固より豫斷的に言明することを得ませぬけれども、政府は是より着々調査を進め其の成案を得まして、次期議會に提出せむことを期して居ります。地方税制の整理に關しまして各位御意見のありまする所は、適當の方法に依つて成るべく速に提出せられむことを希望致します。

次に地方自治體の歳入に關して注意を要することは、近時特に地方税に付滞納者の著しく増加したことであります。大正十一年度中の地方税滞納者は、三百七十三萬五千餘人の多きに達して居りまして、其の割合納税義務者一萬人に付五百二十九人に當つて居ります。之を大正七年度中の地方税滞納者の割合一萬人に付三百五十四人であつたのに比較しますれば、著しい増加を示して居ります。尙國税に在りましては、地方税に比して成績稍良好でありますが大正七年度中の滞納者は九萬八千餘人でありまして、納税義務者一萬人に付十七人でありましたが、大正十一年度に於

ては滞納者三十一萬千餘人でありまして、納税義務者一萬人に付五十人の多きに達して居ります。其の茲に至りましたのは、近年に於ける經濟界の不振が其の主因でありませうけれども、我が國民納税思想の發達が、未だ充分でないのに基く所が少くありませぬ。就ては各位に於ても、適當な方法を講じて一層國民の納税思想を涵養せられ、以て租税滞納の弊習を矯正することに努力せられむことを希望致します。

次に預金部資金の運用は、地方の財政經濟と密接なる關係を持つて居りますことは、多言を要しない所でありますが、從來同資金の運用に關しましては、動もすれば放漫に流れて不確實に陥ると云ふ弊がないでもありませんでしたから、政府は預金部制度に改善を加ふることが急務であることを認めまして、預金部預金法を立案し、第五十議會の協賛を経たのであります。之に依て預金部資金は、預金部資金運用委員會に諮問致し、有利且確實なる方法を以て、國家公共の利益の爲に之を運用すること

とし、以て運用の適切公正を期することと致しました。而して大正十三年末に於ける各種地方資金の融通額は、四億二千三百餘萬に達して居りますが、其の融通額を更に豊富ならしめ其の他預金部の機能を充分發揮する爲には、制度の改正と相俟て之が資源の涵養を圖らなければなりません。然るに此の點に於て最重要な關係を持つて居ります所の郵便貯金は、經濟界不振の影響を受けて、最近其の成績が良好でありませぬ。大正十三年度に在りましては、元加利子の繰入四千二百餘萬圓であつたにも拘はらず、尙總計に於て前年度に比して五百餘萬圓の減少を示しまして、憂慮すべき傾向を呈して居ります。就きましては各位は今後一層勤儉貯蓄の獎勵に留意せられ、預金部資金を充實し、地方低利資金を豊富にすることに力を盡されむことを望むのであります。又第四十九議會の協賛を経まして發賣致しました所の復興貯蓄債券は、客年九月以降既に三回の賣出を行ひまして、毎回相當の成績を收めることが出来ました。是れ

各位の御援助が與つて力あることは論を俟たない所でありまして、私の感謝に堪へない所でありますが、此の債券の収入金は、總て地方産業の振興並に震災地の復興の目的に充てるものでありますから、是等の點に鑑み今後の賣出に當りましても、尙一段の應援を與へられ、良好の成績を擧げ得ますことを望む次第であります。次に經濟界の現状を見まするに、最近に至りまして財界改善の曙光の稍認めべきものがあります。即ち金融は漸次緩和の徴を示し、東京大阪の市中金利は、今や前年同期に比して三四厘方低落致し、四月末日に於ける日本銀行兌換券發行高は、前年同日に比して六千餘萬圓を收縮致して居り、物價は卸賣小賣共に本年一月以降逐月低落の歩調を辿つて居ります。又外國貿易入超額も一月以降前年に比して少なからず減退致し、對米爲替相場は前年最低相場に比して、三弗方の恢復を告げて居ります。大正八年十一月以降變動のなかつた所の日本銀行割引歩合も、四月十五日より二厘方の引下

を見るに至りました。又本年一月以降三ヶ月間に於ける株式會社の減資及解散資本金額は、一億五千萬圓に上つて居ります。此の如く財界整理の跡の見るべきもの、ありますことは、國民全體が漸く自覺反省を始めましたことに因ること勿論でありますけれども、政府の方針と致して居ります所の行政財政の整理緊縮に負ふ所も亦尠くはなからうと思ふのであります。惟ふに我が財界の創痍は尙頗る深いものがあるのであります。今日の程度の整理改善を以て決して充分であるとは謂ふことが出来ませぬ。官民共に尙一段の奮勵努力を要することは論を俟たない所でありますが、財界の整理には不景氣を伴ひまして、事業界の苦痛も亦容易ならざるものあることを常と致しませぬけれども、其の不景氣は財界の恢復並に振興を招來するに避くべからざる過程でありまするが故に、此の際一時の苦痛を忍ぶことが出来ずして、妄に不自然な救濟策を求むるが如きことは、却て整理の進捗を妨げ、累を他日に遺すものであると謂はな

ればなりませぬ。而かも整理に急なるの餘り、財界の各方面に急激な衝動を與へて、經濟の組織を破壊する様なことは固より之を避けなければならぬのであります。要は財界の實情に應じて緩急其の宜きを制しまして、以て整理の目的を達することにあるのであります。各位は宜しく此の趣旨を體せられ、所管内に於ける事業又は金融機關の整理促進に向つて、適當に指導誘掖せられむことを希望致します。

次に私は國際貸借の改善に關しまして、各位の御一考を煩はさうと思ひます。我が外國貿易の狀態を見ますに、本年一月以降四月迄の外國貿易は、内地の分概算輸出六億三千百餘萬圓、輸入十億九千二百餘萬圓、差引四億六千餘萬圓の輸入超過でありまして、之を前年同期に比較致しまするときは、輸出に於て一億四千六百餘萬圓の多額を増加致したのに對し、輸入に於ては僅に二千七百餘萬圓を増加致したばかりでありまして、差引輸入超過に於て一億一千九百餘萬圓の減少を見まして、震災に基く異

常な入超の趨勢は稍緩和せられましたが、尙本年の輸入超過額は、相當の巨額に達することでありませう。又一面貿易外受取勘定は近年一億圓を下つて居りまして、爲替相場は多少の回復を告げましたけれども、尙平價を下ること約一割六分でありまして、我が國際貸借の將來は容易に樂觀を許さないものがあります。官民が協力一致して之が改善を圖りますことは、正に現下の急務であると謂はなければなりません。而して國際貸借改善の根本策は、輸出の増進輸入の抑制に據るの外ありません。政府は之が實行の方策に關しまして、各方面に亘り研究施設を怠りませぬ。曩に第十議會の協賛を経ました所の輸出組合法、竝に重要輸出品工業組合法の制定の如きは、其の一例であります。現在各官廳に於て外國品の購入等の爲に、海外に支拂ふ金額は相當巨額に上つて居りますのに鑑みまして、國際貸借改善の見地から、之が抑制の手段を講ずることの必要を認めまして、海外拂節約に關する各省協議會を開

いて、其の具體的方法に付考究致し度いと思つて居ります。惟ふに國産品を愛用し、以て國際貸借改善の一助たらしめることは、單に之を官廳の施設のみに限るべきではありません。更に廣く國民全般に向つて此の風習を普及せしむることが必要であります。故に各位は其の趣旨に基いて國産品愛用の氣風を奨励し、以て國際貸借の改善に協力せられむことを希望するのであります。

以上主として大藏省所管の事務に關して、簡單に私の所見を述べ希望を申し述べたのであります。各位は宜く私の意のある所を諒とせられ、右申述べました所の各項に涉つて政府の施設に協力せられ、相共に奮勵努力し、以て良好なる成績を擧げられむことを切望致す次第であります。

八 全國農工銀行同盟大會懇親會に

於ける演說

(大正十四年十一月五日)

今夕は全國農工銀行同盟大會の懇親會に御招待を蒙りまして、所懐の一端を述べるの機會を與へられたことは私の甚欣快とする所であります。

昨年十月各位と相會した際に、私は我國の産業は萎微し、輸出貿易は不振を極め、外國爲替は頗る變態的情勢を示し、その他財界の各方面に亘つて不健全なる部分尠くなく、戦後數年を閲したるにも拘らず財政經濟上多くの問題は、今尙未解決の儘懸案として殘されて居る狀況であると述べました。

爾來今日に至る迄滿一箇年を経過致しました。此の間我國の經濟界は少からざる變

化を生ずるに至りました。今其の變化の特に顯著なるものを挙げますれば、其の第一は金融緩漫の徴候を現はして來たこととあります。東京大阪の一般市場に於ける、最低割引日歩は昨年十月末に於て大阪は一錢九厘東京は二錢一厘でありましたが、本年十月末に於ては大阪は一錢八厘東京は一錢九厘となり、公債社債の發行利廻も亦著しく低下するに至つたのであります。之を國債に就て見まするに、昨年四月公募したる國庫債券の利廻は現金應募六分九厘三毛、乘換應募七分一厘九毛でありまして、十一月公募のものに於きましても、尙現金應募六分七厘七毛、乘換應募六分九厘二毛でありましたが、本年十一月公募に係る國庫債券の利廻は、現金應募六分二厘四毛、乘換應募六分三厘三毛に低下致しました。民間社債に就いても昨年六月發行興業債券の利廻は八分三厘でありましたが、本年七月發行のものは七分二厘五毛に低下し、昨年十一月發行南滿州鐵道株式會社々債の利廻は七分九厘一毛でありましたが、

本年九月發行のものは七分零六毛に低下しました。是れ即ち金融緩漫の趨勢を立證するものであります。變化の第二は外國貿易の情勢の好轉したことであります。即ち本年一月より十月に至る十箇月間の概算は、輸出十八億八千三百餘萬圓、輸入二十二億餘萬圓、差引輸入超過三億一千六百餘萬圓でありまして、之を前年同期に於ける輸出十四億四千三百餘萬圓、輸入二十億七千二百餘萬圓、差引輸入超過六億二千九百餘萬圓に比しますれば輸出に於て四億四千餘萬圓、輸入に於て一億二千八百餘萬圓を増加し、差引輸入超過に於て三億一千二百餘萬圓の減少となつた状況であります。思ふに經濟界が不景氣より好景氣に轉回する道程に於て、一度金融緩漫の時期を経過するは、世界各國の歴史に於て其の例に乏しからざる所でありまして、我國財界の整理が大體に於て順調に進行しつつあることは、何人も之を認むるに躊躇しないであらうと思ひます。而かも予は我國經濟界の現狀に顧み整理の業既に終れりとなして、漫に樂

觀を逞ふするものではありませぬけれども、又徒に前途を悲觀して何等の光明を認むること與はずとするの説に賛成することも出来ませぬ。試に之を各位が直接の關係を有せらるる農村の方面に就て見まするに、本年米價及繭價の騰貴は少からず農民の購買力を増加し、農村の好景氣を招來した様であります。此の如きは或は一時的の現象に過ぎないかも知れませぬが、經濟界の前途必しも悲觀的事實のみではないことを證するものであります。

農村の振興は我邦の朝野に於て最熱心に翹望せらるる所であります。政府が目下計劃しつつある税制整理案に於きまして、大正十七年度より土地の貸賃價格を標準として地租を課することに改め、田畑に對し課税最低限を設けることとし、右施行迄に至る間の經過的施設として、地租一分減を實行し、尙田畑地價二百圓未滿のものを免税せむとするのは、其の目的固より國民負擔の均衡を圖るに在りとはいふものの、一

面に於ては輿論の趨向に鑑み政府政策の一として農村振興に資せむとするに在ります。然し乍ら農村振興の目的を完全に達成せんと欲すれば、必ずや農業金融の完備を期せなければなりません。農業金融の完備は即各位本來の任務であります。私は此機會に於きまして農業金融の完備に付二三の希望を各位に開陳せむと欲するのであります。

第一は所謂小口金融に關する件であります。小口金融は素より之を實行するに、困難の事情を存するものと信じますが、農業金融の完備は小口金融の圓滑を圖るに依つて、始めて其の目的を達することが出来ます。多額の資産を有する大地主に對して、金融の便を與へるのは其の手續が簡單であつて、銀行の利する所も亦大きいには違ありませんが、農工銀行が地方に於ける唯一の農業金融機關たる本來の使命に鑑みられ、手續の繁瑣と利益の些少を顧みず、小農小地主の爲にも亦出來得る限り金融

の利便を與へられむことを望みます。

希望の第二は取引關係に存する情弊を排除するの件であります。取引關係に存する情弊中最憂慮すべきことは、政争の渦中に投ずるの弊であります。公正中立の立場に在つて農業金融機關たるの使命を果すべき農工銀行が、萬一如上の情弊に左右せられて、金融の利便を與ふる上に於て偏頗に陥るの傾向ありとしたならば、是は最遺憾に堪へない所であります。私は各位が將來不偏不黨の態度を以て農業金融の爲に貢獻せられむことを望みます。

希望の第三は地方金融界の指導に關する件であります。我國地方金融機關の現狀を觀まするに、戦時好況時代に於ける營業振其の宜きを失ひました爲に、財界反動の打撃を受けることが大であつて、今尙整理を終了し機能を恢復するに至らないものが尠くないのに反し、我が勸業銀行及農工銀行が此の間に處して經營概ね宜しきを得、其

の基礎は益鞏固であつて他金融機關の機能の不足を補ひ、地方金融に貢獻せられたことは私の最欣ぶ所であります。惟ふに大商業銀行の存在する府縣は暫く之を措きましても、農工銀行は地方に於て金融機關中最重きを爲すものの一であります。従つて常に地方一般の金融業者とも和衷協同して、其の地方銀行を指導誘掖するの覺悟を持つるの必要があると信じます。就ては金融に關する諸般の問題の起りました場合に於ては、自ら率先して之が圓滿なる解決に努め、以て地方金融界の健全なる發達に助力せられむことを望みます。

希望の第四は不動産擔保貸付の増加に關する件であります。今大正元年以降大正十二年迄の勸業銀行及各農工銀行と普通銀行及貯蓄銀行との、不動産擔保貸出額の増加の趨勢を比較しまするに、前者は約三倍八分に過ぎないのに、後者は約五倍を超え、不動産に對する金融に最力を注ぐべき勸農兩行の増加歩合は寧ろ尠きに失するの感な

きを得ませぬ。我國に於ける不動産中、田畑のみに就て之を見ましても其の總價額は二百五十七億餘圓に達し、此の外宅地山林の價額を加ふるときは、頗る巨額の擔保力を示して居ります。然るに大正十二年末に於ける各銀行、保險會社及個人の不動産擔保貸出推定額は總計四十九億餘圓、内勸農兩行分は僅に八億圓に過ぎない狀況でありまして、我國不動産の資金化には尙相當の餘地あるものと謂はねばなりません。固より不動産擔保の貸出と雖、克く其の債務者の辨濟能力を稽へ、苟くも放漫の弊に陥るべからざるは言を俟たない所ではありまするが、近時農村振興の聲喧しき秋に當りまして、不動産金融に關して尙一段の擴張發展を圖ることは、最時宜に適したる措置なりと信するのであります。

終に臨みまして、私は復興貯蓄債券の發行に關し、昨年以來各位の與へられました御後援に對し此の機會に於て深甚なる感謝の意を表するものであります。復興貯蓄債

券は昨年九月以來既に四回の賣出を行ひ、之に依て三千六百三十萬圓の資金を獲目下第五回賣出中でありませぬ。而して之が運用は豫定の如く其の一半は震災地の復興の爲に、他の一半は地方産業の振興の爲に之を使用して來ました。今後に於きましても亦同債券の發行に當つては、舊の如く各位の後援を煩はさなければなりません。殊に近來農村景氣の回復に伴ひ、多少濫費の風の起らむとする傾向のありまするのは私甚痛心に堪へない所であります。故に此の際勤儉貯蓄の必要を更に高調するの適切なるを感ずるのであります。政府が復興貯蓄債券の賣出を實行致しました動機の一は、國民の間に大に勤儉黽勉の精神を作興せむとするに在りますことは、各位の永久に記憶せられむことを切望する所であります。

之を要するに、我國の經濟界は前に申述べました如く、前途に一脈の光明を認むるの時期に到達したとは信じますが、未だ決して苟且儉安を許すの時機ではありませ

ぬ。財界整理の事業は今尙其の中途に在りまするが故に、官民一致國家公共の爲速に整理の官成を期さなければなりません。惟ふに經濟界を善導致し得ることは政府當局の任務ではありますけれども、經濟界の事件は政府に於て之を強制することが出来ませぬ。經濟運用の衝に當る金融業者の自覺に俟つに非ざれば、到底其の目的を達することは出来ないのであります。私は各位が我國經濟界現下の趨勢を洞察せられまして、奮勵一番不屈不撓の精神を以て深く本來の使命を自覺し、農業金融の爲に一層の努力を致されむことを望むものであります。

九 手形交換所聯合懇親會に於ける演說

(大正十四年十一月十九日)

諸君、今夕は御招待を蒙りまして、再び我國金融の樞機を握らるる所の銀行家諸君と一堂の下に相會しまして、我國財政經濟の現状に就き、所見の一端を述ぶるの機會を得ましたことは、私の欣快とする所であります。

昨秋の本懇親會席上に於て私は、政府の政綱たる行政財政整理の概要に就きまして説明致して置きましたが、政府は右政綱に基き大正十四年度總豫算を編成致しました、諸般の法律案と共に之を第五十回帝國議會に提出し、其の協賛を得たのであります。之に依て行政財政の整理、緊縮、公債發行額の減少、新規公債の公募中止、臨時國庫證券特別會計及臨時軍事費特別會計の廢止、大藏省預金部の改造等財政整理に關

する諸般の計畫は、何れも豫定の如く着々之を實行することが出来ましたことは、諸君の既に熟知せらるる通りであります。

大正十五年度豫算編成に際しましては、右申述べましたる行政財政整理の効果を完からしむる爲、且一面に於ては我國財界の現状に鑑みまして、大正十五年度に於ても、尙前年度同様緊縮の方針を繼續するの必要を認め、新規要求は緊急已むを得ざるものの外一切之を認めないことに致しました。殊に實質上大正十四年度に於ける財政整理の復活となるが如き要求は、之を容れないことと致しました。

大正十五年度總豫算は以上の方針の下に目下編成中に屬しまして、其の概算は最近に之が決定を見たるものでありますから、其の計數は今後尙多少の異動を生ずることと思ひますから、今日の場合精確なる説明を致しすることは困難でありますけれども、今其の大綱を申上げて見ますと、

大正十五年度歳出豫算は、
經常部
臨時部
計

十億七千九百餘萬圓

五億千九百餘萬圓

十五億九千八百餘萬圓

でありますけれども、内帝都復興費、震災復興費及震災善後公債利子等、震災に因り直接必要を生じたる経費が、合計二億二千餘萬圓ありまするが故に、之を控除しまするときは、普通経費は十三億七千七百餘萬圓に過ぎないのであります。

前に述べましたる歳出豫算總額を前年度豫算

十五億四千九百餘萬圓

に比較して見ますると、四千八百餘萬圓の増加であります。但し別に前年度豫算に比し當然の増減を差引いた減少額及本年度に於ける要求減額がありまするが故に、之を加算するときは、

新規増加額は

一億八百餘萬圓

に上る計算であります。此の新規増加額中主なものを舉げて見ますれば、

小學校教員俸給分擔金の増加

二千萬圓

補助艦艇製造費の増加

八百萬圓

日本興業銀行外二銀行の對支借款に關する債務整理に要する經費

七百餘萬圓

其他

移民保護獎勵に關する經費

健康保險法並に陪審法施行に關する經費

北海道拓殖並に沖繩縣產業助成に關する經費

鬼怒川外四川に關する治水事業費

農村振興並に貿易振興に關する經費

陸軍在營年限短縮準備に要する青少年訓練に關する經費

航路補助費

等であります。右は主として多年の懸案でありまして、國民の福利増進上將又財界の整理上、急施を要しましたけれども今日迄遂行することが出来なかつた事柄を、増税を行はず又公債募集額を増加しない範圍内に於て解決したものであります。而して此の事たるや、財政の基礎には何等の影響を及ぼすものではないのであります。今回の概算に依る大正十五年度歳入豫算は、

經常部
臨時部
計

十四億百餘萬圓

一億二千七百餘萬圓

十五億二千九百餘萬圓

でありまして、歳出豫算十五億九千八百餘萬圓に比較しますると、歳入不足は六千九百餘萬圓であります。此の歳入不足金は前年度剩餘金を繰入れまして、之を支辨する計畫であります。但し右歳入豫算に關する所の計數は、目下調査中に係る税制整理の結果に依りまして、其の内容に相當變更を生ずる見込であります。

此處に税制整理に就て一言致さうと思ひます。我國租税制度を一般的に整理する必要があると云ふことは、多言を俟たない所でありまして、此の事たる朝野多年の懸案であります。今日に至る迄まだ實行を見るに至らなかつた次第であります。

現内閣は税制整理を速に完成するの必要を認めまして、第五十議會に於て其の實行を聲明致し、爾來銳意調査研究を進め、其の結果先づ閣議に於て、國稅及地方稅に關する大體の整理方針竝に綱領を決定致し、之を基礎として税制調査會の審議を重ね、

今や略々其の成案を得るの時期に達して居ります。我國財政の現状は、税制整理に依り減稅を行ふと云ふ餘裕が無いのでありますから、今回の税制整理は、歳入に著しき増減を來さしめない範圍内に於て之を行ふことと致しましたのであります。今其の綱要を擧げて見ますと、第一には、直接國稅の體系は大體現在の制度を是認致し、所得稅を中樞とし、地租及營業稅に適當なる改善を加へ、特に營業稅は之を營業收益稅に改め、新に輕度の資本利子稅を創設し、第二には、綿織物に對する織物消費稅を免除し、通行稅、醬油稅、賣藥印紙稅を廢止し、地租に免稅點を設け、所得稅及相續稅の免稅點を引上げ第三には、此等の廢減に因る財源補填の爲、相續稅と酒稅とを増率し、製造煙草の定價を引上げ、清涼飲料稅を新設すること等が、即ち大體の要點であります。而して整理の全體を通じて意を用ひました主要の點は、租稅の體系を整へ負擔の均衡を圖ると共に、現下社會上經濟上の狀況に鑑みまして、中産階級以下

多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の効果を擧ぐることにあります。而して之と同時に、事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助長する點に付ても相當に意を用ひました。

次に大正十五年年度歳出豫算新規要求中、財界の整理と頗る密接なる關係を有する所の、日本興業銀行外二銀行の對支借款關係債務整理に就きまして、政府が今回之を斷行せむとする理由に關し説明致さうと思ひます。曩に大正七年寺内内閣の當時成立致しました所の、支那政府借款中、有線電信借款二千萬元、吉會鐵道借款前貸一千萬元、黑吉林鑛借款三千萬元、滿蒙四鐵道借款前貸二千萬元、山東二鐵道借款前貸二千萬元合計一億元は、其の資源を政府の元利支拂保證ある所の興業債券の發行に求め、日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行より、直接に又は中華滙業銀行を經由して、支那政府に貸付けたものであります。元來三銀行が、今申述べました所の對支借款の當事

者となりましたのは、銀行固有の營業的行爲として、其の發意に出たものではないのでありまして、寧ろ當時の内閣の對支政策遂行の具となつたものと、認めざるを得ないのであります。

然るに其の後の經過を見まするに、借款元金の償還期が到來したものがあつたものがありますが、一として其の支拂を受けたものはなく、又利子に付きましても、現金の受入れあつたものは、借款原資金の一部を振替充當したものが、殆んど其の全部を占めて居りまして、現金の受入れのないものは、數年來之を利拂借款に振換へる等、姑息彌縫の手段を講じて以て今日に及んだのであります。從て三銀行は、右借款に關し、大正十四年十月末現在に於て、支那政府に對し原借款一億元、利拂借款三千三百餘萬元、未收利息三百餘萬元、合計一億三千七百餘萬元の巨額に達する債權を有する次第であります。

翻て三銀行の現狀を觀まするに、借款資源として發行致しました所の興業債券の元金償還に付ては、期限毎に政府保證の下に借換を爲すことを得ましたけれども、利子の支拂に付ては、大正十二年中大藏省預金部より千三百萬圓の融通を受け、殘餘の不足分は自行資金を以て充當するの外に途がありません、其の額は最近迄に二千數百萬圓に上りました。是を以て政府は借款成立當時の沿革に顧み、又三銀行並に財界の現狀は、之が解決の遷延を許さないものがありましたから、茲に愈々意を決して、之が整理救済の途を講ぜむとするのであります。

今其の整理の方法を申し上げますれば、三銀行の負擔總額中、大藏省預金部の引受に係る興業債券現在額三千四百餘萬圓、及預金部よりの融通金千三百萬圓、並に三銀行の本年度未迄の自行資金充當見込額二千八百餘萬圓は、明年度初頭に於きまして、直に之を買入銷却又は決濟せしむる爲に、之が所要資金に相當する所の五分利公債を

三銀行に交付しまして、殘餘の公債に係る興業債券二千萬圓、及米貨の分二千二百萬圓は、償還期到來の都度之が償還に充てしむるが爲に、所要資金に相當する五分利公債を交付し、尙公募に係る興業債券の償還期限に至る迄、其の利子支拂に要する金額は、現金を以て交付せむとするのであります。以上の方策を講ずる爲に、新に政府の負擔に歸すべき金額は、現金交付額の外公債交付額時價一億四千三百餘萬圓であります。併し乍ら、三銀行は依然として支那政府又は中華滙業銀行に對しましては、債權者たるの地位を存續致しまして、將來本借款關係の元利支拂を受けたときは、直に全部之を政府に納付するの義務を、三銀行に負擔せしむる計畫であります。

曩に政府が朝鮮銀行及臺灣銀行をして、根本的整理を遂行せしめましたのは、其の目的とする所兩銀行の基礎を鞏固にすると同時に、一般財界整理の障礙を除き、以て其の恢復を速ならしめむとするにあつたのであります。而して政府が茲に對支借款

關係債務の整理を斷行せむとする所以も亦、是れと同様の目的に外ならぬのであります。惟ふに我國財界の整理漸く進捗し、其の效果稍見るべきものがありますけれども、尙整理の中道に在るものでありまして、今後更に一層の努力を要するものがあります。此の時に當つて、我國財界の一大禍根たる此の難件を解決し、前途の暗翳を一掃しまして、以て財界の健全なる發展に資するのは、最も緊要の事なりと信ずるのであります。

次に明年度公債計畫に付て一言致しますれば、大正十五年新規定額は、前内閣當時の計畫に依りますれば、震災善後公債二億一千八百餘萬圓、殖民地事業公債二千九百餘萬圓、鐵道公債六千五百萬圓、合計三億一千三百餘萬圓であります。ところが、昨年現内閣財政整理の際、内一億六千三百餘萬圓を削減し、震災善後公債一億圓、殖民地事業公債一千萬圓、鐵道公債四千萬圓、合計一億五千萬圓の計畫に改定致

したのであります。今や大正十五年豫算編成に際し、各會計に對する公債發行割當額には、多少の變更を加へる見込でありますけれども、其の發行總額は、之を今申述べました所の改定額即一億五千萬圓の限度に止め、且之が發行に付きましたは、郵便局賣出特別會計資金引受等の方法に依つて之を調達し、依然一般市場に於ける公募を避けること、致しました。尙前に述べました所の日本興業銀行外二行に交付する公債に就きましても、少くとも十五年度中は、其の一般市場に對する賣出を行はしめない方針であります。曩に大正十三年度に於て、新規公債非公募の政策を定めましてから前後三年度を通じ、其の方針を以て一貫し、之に依て金融市場に對する財政の壓迫を除き、財界の整理に資する所あらむとするのであります。右公債政策實行以來、漸次我國の金融は緩和し、市中金利は低落の歩調を辿り、内閣成立當時の昨年六月中の最低市中割引日歩は、東京二錢二厘、大阪二錢でありましたが、本年十月中の最低

日歩は、東京一錢八厘、大阪一錢七厘となり、國債の發行條件も著しく長期且低利となり、昨年上半年期の公募國債の發行條件は、期限五年に滿たず、現金應募利廻六分九厘を超えて居りましたが、本年下半期の分は、期限十年を超え、利廻六分二厘臺に下りました。又民間社債に在つても、預金部特別引受の分を除き、額面利率七分以下の發行は、昨年上半年期に於ては、發行總額の三割三分に過ぎなかつたのであります。が、本年上半期に於ては、其の五割七分を占め、更に下半期に入つて、十月迄の實績に於ては、九割を占むるに至つたのであります。斯の如く公債社債の發行利廻は著しく低下し、民間高利債務の低利借換は容易となりまして、爲に財界の整理を進捗せしめ、漸を追うて、財界好轉の基礎を築きつゝあるは、其の原因固より一にして足らぬのであります。が、昨年以來努力致した所の財政の整理緊縮及國債の非公募政策の繼續も亦、大に與て力ありと信するのであります。

世上或は前述の公債、社債類の發行條件の改善せられたのを觀まして、輕々に市場の應募能力を過信し、大正十五年度より、政府事業の遂行上必要ある場合に於ては、其の財源として公債發行額を増加し、且之を市場に公募すべしと主張する者がないでもありません。斯の如きは財界整理の爲今日迄行ひ來つた所の我が官民の努力を、一朝にして水泡に歸せしめ、財界の前途を過たしむるものでありまして、私は大正十五年度に於ても、尙非公募政策を繼續するの必要を痛感するものであります。蓋し財界の整理は、未だ其の道程の半に過ぎないのでありまして、昨年以來朝野奮勵整理に努めたる結果、今や金融緩和の徴を現はし、外國貿易は漸く好轉し、爲替相場も稍回復の趨勢を示すに至りましたけれども、何れも未だ變態の域を脱して居らぬのであります。其の常道に復するには、尙多大の努力を要するものがあると思ひます、若し夫れ整理緊縮の政策漸く其の効果を現はし來らむとする今日に於て、一時の痛苦を忍ぶ

こと能はず、其の弊害を顧ずして、直に政策の轉換を圖らむとするが如きは、是れ眞に邦家の前途を憂ひ、國運の隆昌を希ふ所以ではありませぬ。斯の如き遣り方は私の斷じて與する能はざる所であります。

顧れば昨年六月財政經濟に關し、整理緊縮の政策を樹立して以來茲に一年有半、各位が政府の政策に順應して、財界整理の實行に努められ、且政府の施設に對して、深厚なる同情と有力なる後援とを與へられましたのは、私の感謝に堪へない所であります。今や財界の整理漸く進み、財界轉回の道程に於て最重要なる時期に際會致して居ると思ひます。私は各位が此の機に乗じ、萬難を排し、國家の爲益勇往邁進して、財界整理の大業を完成することに努められむことを切に希望する次第であります。

十 關西銀行大會に於ける演說

(大正十四年十一月二十五日)

諸君、今日は御招待を蒙りまして、關西地方金融界の有力者諸君と相會し、再び財政經濟に關する所見の一端を述べるとの機會を得ましたことは私の欣幸とする所であります。

昨年六月財務變理の任に膺りまするや、私は直に財政經濟に關する政策を樹立しまして、爾來行政財政の整理緊縮、公債發行額の減少、新規公債の公募中止、特別會計の整理及大藏省預金部の改造等諸般の計畫を遂行しますると共に、國民の間に勤儉節約の氣風を奨勵する爲必要な施設を行ひ、又財界多年の懸案でありました所の朝鮮臺灣兩銀行の根本的整理を行はしめ、以て財界の整理促進に資する所がありました。

斯の如くにして我國財政經濟の整理は漸次其の歩を進めては居りまするが、今尙其の中道に在るのでありますから固より今日の程度を以て満足すべきではありませぬ。各方面に涉つて官民の努力を要するものが少くはないのであります。其の中政府の施設せむとする重なるものを擧げますれば、税制の整理、關稅定率の改正、對支借款關係債務の整理及國際貸借の改善に關する方策等が即ち是であります。

先づ税制の整理に就きましては、曩に閣議に於て大體の方針竝綱要を決定し、爾來税制調査會に於きまして具體的成案の審議中に屬して居ります。今其の要領を述べますれば、第一、直接國稅の體系は大體現在の制度を是認致し、所得稅を中樞とし、地租及營業稅に適當なる改善を加へ、特に營業稅は之を營業收益稅に改め、新に輕度の資本利子稅を創設することとし、第二、綿織物に對する織物消費稅を免除し、通行稅・醬油稅・賣藥印紙稅を廢止し、地租に免稅點を設け、所得稅及相續稅の免稅點を引上

げることとし、第三、此等の減免稅に因る財源補填の爲相續稅及酒稅を増率し、製造煙草の定價を引上げ清涼飲料稅を新設しやうと考へます。而して整理の全體を通じまして特に意を用ひました主要の點は二あります。其の一は國民負擔の公正を圖ると共に社會政策的の効果を擧げるといふことであります。即ち所得稅の免稅點八百圓を千二百圓に引上げ、營業收益稅の免稅點を純益四百圓とし、又地租に免稅點を設けることとし、差向き田畑に限り土地所有者の住所地市町村内に於ける地價二百圓未滿のものも免稅し、相續稅の免稅點を引上げて家督相續二千圓を五千圓とし、遺産相續五百圓を一千圓とし、綿織物の消費稅を免除し、通行稅・醬油稅・賣藥印紙稅の全廢を實行せむとするのであります。右免稅點の引上に依りまして、免稅の恩典に浴する者は概算、所得稅に在りましては現在の納稅者百八十萬人中八十餘萬人、營業稅に在りましては現在の納稅者百萬人中三十餘萬人、地租に在りましては現在の田畑地租納稅者約

千百万人中七百餘萬人に達する見込であります。又綿織物消費税・通行税・醬油税・賣藥印紙税は從來各種の非難がありましたにも拘らず、歳入の關係と納税者が直接苦痛を感ずることが尠いとの理由に依りまして存續せられたものであります。假令不知不識の間に徴收せらるるものとは謂ひながら、擔税力の乏しい者に對しまして生活の必需品に課税するといふことは、負擔の公正を圖る所以ではありませぬから今回此等諸税の免除廢止を斷行し、此の改正に依て中産階級以下多數國民の負擔を輕減して以て其の生活の安定に資せむとするのであります。

整理上特に意を用ひました要點の第二は、租税の體系を整へて國民負擔の均衡を圖りますると同時に、現下經濟上の狀況に鑑みまして事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助成せむとすることであり。即ち所得税に在りましては法人の留保所得に對する累進課税を廢し、留保所得と配當所得との區分を致さないで之に百分の五の

比例税を課することとし、營業税に在りましては外形標準に依る課税方法を改め、營業純益に對して比例税を課することとし、地租に在りましては課税標準を賃貸價格に改め、田畑地租に對して相當の減税を行はむとするのであります。

元來現行所得税法上の留保所得金の累進的課税は、會社が徒に其の利益を社内に留保して、株主に對する配當金の綜合課税を免れむとするのを抑制せむとする趣旨に出たものでありますにも、拘らず、其の結果は銀行其の他一般の事業會社の留保金に對しても重税を課することとなりまして、之が爲に銀行會社の積立金を少からしめ、延て事業の基礎を薄弱にし、産業の發達を阻礙するの結果を生ずることを免れませぬ。今回の改正は此の弊を矯めむとするものであります。彼の理由なくして綜合課税を回避せむとするが如き者に對する規定に付きましては、別に適當なる改正を加へるの計畫であります。次に現行營業税の最大缺點は、外形標準に依つて課税するが爲、其の

負擔が營業の利益に伴はずして甚不公平なる結果を生ずるといふことであります。之を除かむが爲には、營業純益に對して課税するの外はありませぬ。依て現行營業税は大正十五年分限り之を廢止し、之に代へるに營業收益税を設け、現行法に比し幾分減税となるべき程度に於て、其の税率を決定する見込であります。尙大正十五年分に付きましても、現行法に依る課税標準の決定額に對し相當の割引免除を行ふ計畫であります。次に現行地租は法定地價に依つて課税して居りますが、其の負擔が甚しく公正を失して居りますことは論議の餘地のない所でありまして、之が改正に付きましては種々の方法がありませうが、今回の整理に於ては營業税の純益課税等との關係をも考慮し、其の課税標準を賃貸價格とするを以て最適當なりと認めためたのであります。尤も賃貸價格の調査に就きましては、少くとも二箇年の日子を要する見込であります。改正法は大正十七年分より施行すべき計畫でありますに依り、大正十

五、十六の兩年分に付きましては田畑の地租に對して一分減を實行することと致しました。而して賃貸價格の調査が完了した曉に於きましては、大體此の輕減せられたる地租額を標準と致しまして賃貸價格に對する税率を決定する意嚮であります。

以上の整理に依て生じまする歳入の減少額は九千萬圓内外となる見込であります。が、今回の税制整理は財政の現狀に鑑みまして、大體に於て歳入に著しい増減を來さしめない範圍内に於て、之を實行する方針でありますから、右歳入の減少を補填する方法としまして、酒造税を約二割、麥酒税を約四割増率して清酒一石に付四十圓、麥酒一石に付二十五圓とし、製造煙草の定價を約二割程度引上げ、相續税の税率を相當引上げ、且資本利子税及清涼飲料税を新設し、其の税率を前者は百分の二、後者は大體一石十圓としやうとするのであります。

酒税の増率、煙草定價の引上等は、其の目的主として綿織物消費税の免除並に通行

税・醬油税・賣藥印紙税の廢止等による減收を補填せむが爲でありまして、此の事たる單に酒類及煙草消費者の負擔の増加のみに付て其の是非を論ずべきではありませぬ。今回政府の計畫しました所の税制整理の全般に亘つて、組織的に觀察致さなければならませぬ。私は嗜好品たる酒類及煙草の消費者の負擔を増加しても、生活必需品たる綿織物及醬油の課税を免除して其の價格を低廉にし、通行税及賣藥印紙税を廢止して、一般庶民の負擔を輕減するのを以て最良く時勢の要求に適合するものであると確信して疑はないのであります。又相續税に就きましては、比較的大なる相續財産に付或る程度の増率を行ひ、之に依て財源の一部を補填することは、現下の社會事情に照して相當の措置なりと信じます。而して資本利子税及清涼飲料税の新設は、舊に税制整理に依る減收を補填することを目的とするに止りませぬ、寧ろ資本利子税は租税の體系を整へて、負擔の均衡を圖り清涼飲料税は酒税との權衡を考へて、其の税

源を擁護せむとするに在るのであります。

次に關稅定率の改正に付きまして一言致さうと思ひます。我國の現行關稅定率は明治四十三年の制定に係りまして、其の後多少の部分的改正は行はれましたけれども、未だ一回も一般的改正を行つたことがありませぬから、其の間急激に進展しました我國經濟界の實情に適應せず、且物價の變動に因つて從價税と從量税との間に甚しい不權衡を生じて居るのであります。故に關稅率の一般的改正を行ひ、一而外國品の競争に對しまして内地の重要産業に必要な程度の保護を與へると共に、又貿易の振興を援け他面消費者の利害を考慮し、以て國民生活の安定を策し且稅率の適當なる按配を計るを以て最急務であると信じます。現内閣は其の成立當初に於きまして、關稅改正の計畫を樹て、大正十三年八月以來關稅改正委員會を設置し、最近に於ける我國經濟の實情及産業・貿易の狀況を考慮し、着々其の審議の歩を進め近く之が成案を得

て關稅定率の一般的改正案を第五十一議會に提出致さうと思ひます。

次に對支借款關係債務の整理に付きまして、簡單に一言致しますが、曩に大正七年寺内内閣の當時成立致しました所の支那政府借款中有線電信借款外四借款合計一億圓は、其の資源を政府の元利支拂保證ある興業債券の發行に求めまして、日本興業銀行外二銀行より支那政府に貸付けたものでありまして、當時の内閣對支政策遂行の具となつたものであります。然るに爾來一として元金の支拂を受けたことがなく、利子に付きましても大部分は受入未済に屬します。而して借款資源として發行しました興業債券の元金は、期限毎に政府保證の下に借替を爲すことを得ましたけれども、利子支拂に付きましては大藏省預金部より融通を受けたものを除く外は、三銀行の自行資金を以て充當する外に途がなく、其の額は最近迄に二千數百萬圓に上りました。是を以て政府は借款成立當時の沿革に顧みまして、又三銀行、茲財界の現状之が解決

の遷延を許さざるものあるに鑑みまして、茲に愈々意を決して之が整理救濟の途を講ぜむと致したのであります。

次に今日尙我財界の難問題たる外國爲替に付て一言しやうと思ひます。最近外國爲替の趨勢を見まするのに、横濱正金銀行の對米相場は昨年十一月以降三箇月間三十八弗二分の一の低位を持續致して居りましたが、其の後徐々に回復の歩調に轉じまして、本年四月に至りましては、四十一弗二分の一に達しましたけれども、爾後再び軟調を呈して九月に入つて四十弗二分の一に低下しました。而して例年秋季は翌春の輸入旺盛期を控へて、相場最軟調を呈すべき時期であるに拘らず、本年は十月下旬より却て強調を示しまして本月中旬四十二弗に達しました。今之を一年前に比しまするに、昨年は爲替市場最多難の年でありまして、殊に九月より十一月迄に三弗の低落を見遂に爲替相場の最低記録を出現致しましたに對し、本年に於ては同期間に却て一弗二分

の一の騰貴を示すこととなりました。之等のことよりして爲替相場の趨勢が一轉したことを觀取することが出来るのであります。而して此の回復は主として、外國貿易の好轉に基くものと見るべきであります。即本年一月以降十月迄の貿易額は朝鮮臺灣の分を合せまして輸出十九億四千百餘萬圓、輸入二十三億二千八百餘萬圓、差引輸入超過三億八千六百餘萬圓でありまして、之を前年同期に比しまするに輸出に於ては四億四千四百餘萬圓、輸入に於ては一億三千九百餘萬圓を増加し、入超額に於て三億五百餘萬圓の巨額を減少致しました。而して斯の如く輸入總額に於て増加を見ましたのは、主として棉花の輸入激増に基くものでありますから、今試に棉花以外の貨物に付て觀察致しますれば、本年十月迄の輸入額は十四億九千八百餘萬圓に止り、前年同期に比しまして一億九千九百餘萬圓の減少を示し、貿易改善の跡が極めて顯著なるものがあることを見る事が出来ます。由是觀之政府が昨年以來銳意實行して居りま

す所の財政經濟上の政策は、國民一般の自覺に基く勤儉節約の嚴守並海外經濟界狀勢の變化と相俟て、漸次其の効果を現はし來つたものと謂はなければなりません。外國爲替は斯くの如く漸次強調に向つては居りますけれども、尙平價に比して約一割六分方の下位に在りますから、官民一致今後一層の努力を以て國際貸借の改善を圖り、爲替相場の回復を期することは現下の急務であるといはねばなりません。依て政府は深く思を茲に致しまして益々勤儉力行の氣風を獎勵すると共に、國産品の使用其の他の方法に依つて極力政府の對外支拂を減少せしめることに努めて居ります。又曩に輸出品の原料たる輸入品の關稅に付て、戻稅の率を高め若くは其の適用の範圍を擴張し、以て輸出の増進せむことを圖りました。又大正十五年豫算の編成に付きまして、一般に緊縮の方針を繼續したにも拘らず、貿易に關する商務職員の増員、移民の保護獎勵、重要輸出品品質の改善、輸出品販路の開拓及外國航路の擴張等國際

貸借の改善に關する施設に付きましては、出來得る限之を計上することに致し以て爲替相場の回復に資せんとするのであります。尙政府は本年九月以來内地正貨の海外現送を開始しまして、今日に至る迄既に前後四回合計千四百萬圓を米國に現送し、今後も引續き之を實行する計畫であります。此の正貨は政府所有のものでありまして、之に依つて一方政府の海外支拂に依て生ずべき爲替上の差損額を減少すると共に、他方在外正貨を補充し、必要に應じて爲替銀行に對して正貨を拂下げる能力を増加することになりましますのみならず、海外に於ける邦貨の信用を増進致しますから、此等の點に於きましても爲替相場の回復に資する所が少くないことを信じます。

右は爲替相場の回復に關する政府施設の大要でありますけれども、爲替相場の回復は固より政府の獨力を以て能く爲し得べきものではありませぬ。民間の協力に俟つべきものが頗る多いのであります。此の點に關連しまして民間の外資輸入に付ても一

言しやうと思ひます。近時内外金利の開き及爲替關係等に因りまして外資の流入が相踵いで盛になり、債券の發行に依るもののみでも、最近一箇年間其の金額米貨約七千萬弗に達し、目下計畫中のものが尙相當の額に上る見込であります。凡そ外資の輸入は爲替相場を強調に導いて、常に國際貸借の改善に資する所が多いと解する者がないでもありませぬが、其の條件及資金の用途等が宜しきを得なかつたならば、却て其の元利拂の爲に將來の對外支拂を増加し、延て國際貸借を一層逆調に導くのみならず、今日の如き爲替相場變調の時期に於て若し思惑に依つて急激に巨額な外資の輸入を見まするときは、現下の我財界に及ぼす影響も亦容易ならざるものがあるであらうと考へまするので、私は此の際民間に於ては特に外資の利用に付自制致されまして、我財界の整理回復と將來に亘る國際貸借の改善とを妨げらるることのなからむことを望まざるを得ないのであります。

之を要するに、曩に現内閣が樹立致しました所の財政經濟に關する政策は、其の實施後一年有半を経過致したに過ぎませぬ。此の間之が實行を了して相當の成績を挙げたと信ずるものも少くはありませぬが、税制整理、關稅改正、國際貸借の改善等重大なる案件であつて、尙今後之が解決を要するものがありますから、私は此の重要の秋に當りまして特に責任の大なるを思ひ、夙夜之が畫策を誤らざらむことを期して居ります。然し乍ら此の難局の打解は獨り政府の施設のみに俟つべきではありません。民間殊に金融界の樞機を握らるる銀行家諸君の責任も亦頗る重大なるものがあります。諸君は益々協力一致、以て國家の爲財界の整理回復を完うするに努められむことを切望して已まない次第であります。

十一 第五十一議會に於ける演說

一 財政演說

(大正十五年一月二十一日)

諸君茲に大正十五年年度歳入歳出總豫算を紹介し、政府の財政計畫の大要を説明致しまするのは私の光榮とする所であります。

政府は前年度に於きまして極力行政財政の整理緊縮を圖り、公債の新規發行額を減少し、且之を一般市場に公募することを避け、以て財政の基礎を鞏固にすると共に財界の整理回復を促進するに努めました。我が國財政經濟の現狀に鑑みまして、本年度に於きましても尙従前の方針を繼續するの必要あるを認めるのであります。而も年來の

懸案でありまして、國民の福利増進上將又財界の整理上此の際急施を要するものがあり、其の他緊急已むを得ざる事項も亦少くはありませぬ。他方國民負擔の公正を期する爲、我國租稅制度を一般的に整理するの必要切なるものがありますから、之が爲に歳入に於きまして一時相當の減收を來すを免れませぬ。仍て大正十五年豫算編成に當りましては、前年度同様緊縮の方針を維持しますると共に銳意此等諸問題の解決に努めたのであります。

右の方針を以て編成致しましたる大正十五年度總豫算は、歳入歳出各

十五億九千八百二十餘萬圓

でありまして、歳入に於きましては

十三億六千五百四十餘萬圓

經常部
臨時部

二億三千二百八十萬餘圓

でありまして、歳入臨時部の内公債金は八千萬圓、前年度剩餘金繰入は一億二千五百十餘萬圓であります。

右歳入豫算を前年度豫算に比較しますれば

經常部に於て

六千六百十餘萬圓

を増加し、臨時部に於て

千七百六十餘萬圓

を減少致し、經常部臨時部を通じて

四千八百四十餘萬圓

を増加致したのであります。

歳入豫算中經常歳入は假に現行制度の下に之を見積りまするときは

十四億二百四十餘萬圓

となりまするが、稅制整理に依る

租稅及印紙收入の減收

八千二百四十餘萬圓

租税及印紙收入の増収

二千二百八十餘萬圓

專賣益金の増加

千五百餘萬圓

差引減少

四千四百四十餘萬圓

を控除し、又關稅定率法改正に伴ふ收入増加見込

七百五十餘萬圓

を加算しますときは、前述の如く

十三億六千五百四十餘萬圓

となる計算であります。

又歳出に於きましては

經常部

十億七千五百四十餘萬圓

臨時部

五億二千二百八十餘萬圓

でありまして、之を前年度豫算に比較しますれば、

經常部に於て

五千三百七十萬餘圓

を増加し、臨時部に於て

五百二十餘萬圓

を減少し、經常部臨時部を通じて

四千八百四十餘萬圓

の増加となります。然るに前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓に對しまして、當然の増減を差引きました減少額、及其の他の減少額合して

六千二百八十餘萬圓

ありまするに依つて、新規増加額は

一億千二百二十餘萬圓

となりまする計算であります。

次に税制整理に付きまして申述べますが、我國財政の現状は税制整理に依つて、減税を行ふの餘裕がありませんが故に、今回の整理は歳入に著しき増減を來さしめない範圍内に於て之を行ふことと致したのであります。今其の綱領を擧げますれば、第一に、直接國税の體系は大體現在の制度を是認致し、所得税を中樞とし、地租に適

當なる改善を加へることとし、營業稅は大正十六年度より之を廢止し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、新に資本利子稅を設けることとし、第二に、綿織物に對する織物消費稅を免除し、通行稅・醬油稅・賣藥印紙稅を廢止し、地租に免稅點を設け、所得稅及相續稅の免稅點は之を引上げることとし、第三に、此等の減免稅に因る財源補填の爲に相續稅及酒稅を増率し、製造煙草の定價を引上げ、清涼飲料稅を新設することに致したること等が、即是であります。而して整理の全體を通じまして、最重きを置きまし

たる點は、租稅の體系を整へ、負擔の均衡を圖ると共に、現下社會上經濟上の狀況に鑑みまして、中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の効果を擧げるといふこととあります。而して之と同時に事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助成する點に付きましても相當意を用ひたのであります。尙稅制整理に關しましては法律案の議題に上る機會に於きまして詳細の説明を試みやうと思ひます。

右の整理に依りまして平年度に於て租稅收入の減少するものは、

- 所得稅法の改正に依り 千二十萬餘圓
- 地租條例の改正に依り 二千百七十餘萬圓
- 織物消費稅法の改正に依り 二千五百三十餘萬圓
- 營業稅法の廢止、營業收益稅法の創設に依り差引 四百十餘萬圓
- 通行稅法の廢止に依り 千百六十餘萬圓
- 醬油稅則及自家用醬油稅法の廢止に依り 七百十餘萬圓
- 賣藥稅法の廢止に依り 千十萬餘圓
- 計 九千三十餘萬圓

でありまして、其の増加するものは

相續稅法の改正に依り

六百二十萬餘圓

酒稅の増徴に依り

三千三百八十餘萬圓

骨牌稅増徴に依り

五十餘萬圓

煙草定價の引上に依り

二千二百二十餘萬圓

資本利子稅の創設に依り

千四百八十餘萬圓

清涼飲料稅の創設に依り

四百三十餘萬圓

計

八千二百餘萬圓

差引八百三十萬餘圓の減少となりす。

右は平年度に於ける増減の計算でありますが、其の廢稅若は減稅に屬するものは大體に於て直に其の結果を現すでありませうけれども、増稅若は新稅に屬するものは一時消費減少の關係等に依りまして、後年度に亘つて始めて全額の増加を來すものも

ありませうから、大正十五年度に於きましては前述せる如く増減差引

四千四百四十餘萬圓

の減少となる計算であります。

次に關稅定率の改正に付きまして申述べますが、現行關稅率は明治四十三年の制定に係り、其の後多少の部分的改正は行はれましたけれども、未だ一回も一般的改正を行つたことはなく、其の間著しく變化致しました所の内外經濟界の實情に適應致しませず、且物價の變動に因りまして從價稅と從量稅との間に甚しい不權衡を生じました故に、關稅率の一般的改正を行ひ、一方原料品は努めて無稅と爲し、若は其の稅率を軽くし、内地の重要産業であつて今猶發達の道程に在るもの及新に成立の見込あるものには、外國品の競争に對して必要なる限度の保護を加へるといふ方針の下に、適當なる稅率を定めましたし、又從量稅・從價稅の不權衡を匡して稅率の適正を

圖り、他方消費者の利害を考慮しまして、生活必需品に對しては可成輕度の税率を配し、之に依て産業の發展並國民生活の安定を期したのであります。右の改正の結果平年度に於きまして、千九百三十萬餘圓の増收を生ずる見込でありますが、初年度に於きましては税率増加に屬するものは、自然相當輸入の減少を免れないであります。うから、前に述べましたる如く七百五十餘萬圓の増收に止まる見込であります。次に大正十五年度に於きまして、歳出豫算の財源となるべき公債の發行額は、前年度同様一般會計及特別會計を通じまして一億五千萬圓に止め、且之を一般市場に公募しないことに致しました。其の内譯を申し上げますれば、

一般會計に在つては

震災善後公債

八千萬圓

特別會計に在つては

鐵道公債

五千萬圓

朝鮮事業公債

千五百萬圓

臺灣事業公債

三百萬圓

樺太事業公債

二百萬圓

であります。

次に大正十五年度に於て施設すべき重要事項に付其の大略を御説明申し上げますが、

市町村立尋常小學校教員俸給國庫負擔額の増加は、朝野多年の懸案でありまして國民一般の要望が甚切なるものがあります。故に、政府は前議會に於ける言明に基きまして二千萬圓を増額して其の年額を六千萬圓とすることに致しました。

健康保險法は大正十一年四月に公布せられました。爾來數年を閱しますが財政

其の他の事由に依りまして未だ實施するの運に至りませず、社會政策上遺憾少くありませぬので政府は之が實施に關する準備を整へまして、愈大正十六年一月一日より健康保險の給付を開始することと致しました。仍つて之に關する經費百六十萬餘圓を大正十五年度總豫算に計上致しました。右は初年度に要する經費でありまして、次年度以降は毎年四百六十餘萬圓を要する見込であります。尙政府の施設に係ります健康保險事業に關する收支は、經理の便宜上之を特別會計と爲すことと致したのであります。

大正七年寺内内閣の當時成立致しました所の對支那政府借款中有線電信借款・吉會鐵道借款前貸・黑吉林鑛借款・滿蒙四鐵道借款前貸及山東二鐵道借款前貸合計一億圓は日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行より直接に、又は中華滙業銀行を經由して、支那政府に貸付けたものでありまして、其の資源は之を政府の元利支拂保證ある

興業債券の發行に求めたのであります。然るに爾來一として元金の支拂を受けたることはなく、利子に付きましても大部分は受入未済に屬して居ります。而して借款資源として發行しました所の興業債券の元金は期限毎に政府保證の下に借貸を爲すことが出来ましたが、利子支拂に付きましては大藏省預金部より融通を受けたるものを除きましては三銀行の自行資金を以て充當する外途なく、其の額は最近迄に二千數百萬圓に上りまして、甚しい窮狀に陥つたのであります。政府は三銀行並一般財界の現狀が之が解決の遷延を許さない事情にあることに鑑みまして、之が整理を爲すこととし、之に要する經費七百餘萬圓を總豫算に計上致しました。右の整理に要する毎年度國庫の負擔額は漸次増加致しまして、大正十八年度に至つて最高千四十餘萬圓に達する見込であります。

右の外新規施設に要する經費として計上しました重なるものを擧げて見ますれば、

第一 年來の懸案を解決するものには

陪審法施行準備に關する經費の増加があり、

第二 社會政策的施設に屬するものには

移殖民保護獎勵費、

小作調停に關する經費の増加、

自作農の維持創設に關する經費及家計調査に要する經費があり、

第三 産業貿易の助成發達を圖るものには

農村振興に關する經費の増加、

貿易振興に關する經費、

水産獎勵に關する經費及航路補助の増加があり、

第四 地方開發及災害防止に關するものには

治水事業費の追加、

北海道拓殖費の増加及沖繩縣産業助成費があるのであります。

翻て我國經濟界の現状に付て一言しますれば、大正十四年の財界は官民一致協

力其の整理恢復に努めましたけれども、未だ不振の域を脱する迄には至らなかつたの

であります。併し乍ら之を前年即大正十三年に比較しますれば、財界の各方面に於

きまして幾多重要な變化を生じたのであります。先づ大正十四年の外國貿易は輸出

二十三億五百餘萬圓、輸入二十五億七千二百餘萬圓、合計四十八億七千八百餘萬圓で

ありまして、輸出額・輸入額共に我貿易史上最高記録を示したのであります。輸入

超過額は二億六千七百餘萬圓でありまして、前年に比し實に三億七千九百餘萬圓を減

少したことになります。貿易改善の跡が極めて顯著なるものあるを示して居ります。今試

に輸出入の内容に付きまして觀察しますれば、輸出に於きましては前年に比して四億

九千八百餘萬圓を増加しましたが、右の中約三億千四百餘萬圓は生絲及綿絲布の輸出増加に基くものでありますし、又輸入に於きましては前年に比して一億千九百餘萬圓を増加しましたが、棉花の増加三億千八百餘萬圓を除算しますときは其の他の貨物は却て一億九千八百餘萬圓を減少致したのであります。

外國爲替相場も主として貿易好轉の影響を受けまして、漸次恢復の歩調を辿つて居ります。即對米相場は大正十三年十一月以降三箇月間、三十八弗二分の一の低位を持續致して居りましたが、其の後徐々に恢復の趨勢に轉じ、殊に大正十四年秋季に入りましては翌春の輸入旺盛期を控へて相場が最軟調を呈すべき時期であるにも拘らず、十月下旬以降却て強調を呈し、本年一月十八日遂に四十四弗四分の一に上つたのであります。之を一年前に比較しますれば實に五弗四分の三の恢復に當つて居ります。

次に金融市場の狀態は大正十四年に入つて漸次緩和の傾向を示しまして、四月十五日日本銀行は遂に其の公定割引歩合を引下げましたが、爾來金融界は引續き緩和の趨勢を辿りまして、公債社債等の發行利廻は次第に低下し來り、高利又は短期債務の有利なる借換が容易となりました。爲に財界の整理を進捗せしめたるのみならず、政府に於きましても多年の懸案たる朝鮮銀行及臺灣銀行の整理を遂行せしめまして、一般財界整理の障礙を除き以て財界恢復の促進に資する所があつたのであります。

斯の如く經濟界各般の狀態は漸次改善の傾向を示すに至りましたけれども、未だ俄に樂觀を許さないものがあります。即國際貸借の現状に付て觀まするに、大正十四年の貿易入超額は前述の如く二億六千七百餘萬圓であります。然るに貿易外の經常的受取超過見込額は一億圓を超ゆることが多くありませぬが故に、國際貸借の調整に付きましては前

途尙多大の努力を要するものがあります。爲替相場は漸次強調に向つては居りますけれども之を平價に比しますれば尙一割二分二厘の低位に在りますし、又金融は緩和したとはいふものの、其の程度は僅に日本銀行の公定割引歩合の二厘方引下げ得たるに過ぎませぬ。然るに若し上に述べました財界變遷の事實を目しまして我財界の整理は既に了つたものと速断し、延て人心の緊張を失ひ、投機思惑に走り、茲に中間景氣の出現を見るが如きことがありますならば、一昨年来財界の整理恢復の爲行ひ來つた我官民の努力を一朝にして水泡に歸せしめ、我財界をして再收拾すべからざる難境に陥らしむることとなるだらうと思ひます。

政府に於きましても上述の見地に基きまして、引續き消費節約勤儉力行の獎勵に力め、殊に國際貸借の改善に關しまして各般の施設を講ずること、致しました。即先づ國産品の使用、其の他の方法に依りまして、極力政府の對外支拂を減少せしむると

共に、大正十五年度豫算の編成に際しましては一般に緊縮の方針を嚴守したるにも拘らず、貿易の振興、移殖民の保護獎勵、外國航路の擴張及朝鮮産米増殖計畫等國際貸借の改善に關する施設に付きましては、力めて之が經費を計上すること、致したのであります。尙政府は昨年九月以來内地正貨の海外現送を開始しまして、今日に至る迄に合計二千六百萬圓を米國に現送し、今後も之を續行する方針であります。此の正貨は政府所有に係り、之に依て政府の海外支拂上生ずべき爲替差損額を減少しますると共に、延て海外に於ける邦貨の信用を増進し、爲替相場の恢復に資する所あるべきを信じて居ります。併しながら爲替相場の恢復は、獨り政府の施設のみに依つて其の目的を達することが出来ないのは勿論のことでありますから、廣く國民一般の協力に依りまして國際貸借の改善を圖らむが爲に、引續き全幅の力を效すの緊要なることを感じて居るのであります。

要之我國は今や財界の整理が漸く進み、其の恢復の道程に於て最重要なる時期に際會して居ります。私は國民一般が政府の意の存する所を諒とし、協同一致此の財界轉回の時機に善處し、財界の秩序ある恢復と堅實なる發達とに努力せむことを切望して已まざる次第であります。

終に臨みまして諸君は慎重審議政府提出の豫算案に協賛を與へられむことを望みます。

二 税制整理に關する法律案の説明演說

(大正十五年一月二十五日)

茲に議題となりました税制整理に關する法律案、即ち所得税法中改正法律案外十八件の法律案に付一括して大體の説明を加へやうと思ひます。

凡そ租税は、國家歳入中の最も重要な部分を占め、財政上極めて重大なる關係を有つて居りまするは勿論、租税制度の如何は、直に國民經濟生活の各方面に、密接深甚の影響を及ぼすものでありまするが故に、常に之が整理を怠るべからざることは、敢て言を俟たない所であります。歐米諸國に於て、戦時並に戦後の財政を處理するに當りまして、特に税制に意を用ひて、之が整理に努力しつゝありまするの、實に之が爲であると謂はなければなりません。翻つて我國の租税制度を觀まするに、明治の初年諸政の改革に伴ひ、地租の改正を遂行致し、各種租税の改廢を行ひましてより、以來必要に應じて改正を加へられまして、就中日清日露の兩戰役を経て、創設改廢せられた所も尠くないのであります。其の間必ずしも常に理論の要求を一貫したのではありませぬ。又施行の當初に於て適當であつた所の租税と雖、時代の推移に伴ひまして、今日に於ては必ずしも適切ならずと認めらるゝものもあるのであります。

殊に各税の間聯絡統一を缺くものがあるのみならず、最近經濟界の實情に照し、我國民の租税負擔は、必ずしも公正であつて均衡を得て居ると謂ふことは出来ませぬ。就中直接國税に在りましては、其の創設に前後はありまするけれども、租税の本質と國民經濟の發達に伴ふて、自然所得税は其の中樞となり、地租營業税は其の兩翼となりまして、之が補完の作用を爲すに至りましたけれども、是等各税の組織内容に於て、重大なる缺點を有するばかりでなく、土地及營業以外の資産所得を逸して居りまして、未だ理論的體系を爲すに至つて居らないのであります。間接國税に在りましては、之が發達は、主として沿革に基くものでありまするが故に、其の課税物件の選擇は、現今の社會事情に適合しないものがあるのであります。是に於てか、我國租税制度を一般的に整理するの必要あることは、實に朝野多年の懸案でありまして、既往の内閣中、之が解決の爲に相當努力したるものもないではありませぬけれども、今日に至

る迄、未だ之を完成するに至らなかつたものであります。

蓋し税制の整理は、國家國民の爲に、極めて重大なる問題であると同時に、之が實行は、一大難事業でありまするが故に、苟も税制の整理を實行するに當りましては、局に當る者の慎重なる注意と、周到なる調査を要すべきは勿論、國民も亦誠意を以て之を助け、互に相協力して之が遂行を期するに非ずんば、到底其の達成を期することは出来ないのであります。或は徒らに理論に拘泥致しまして、其の實行を躊躇し、或は自己の利害を主として、各其の主張を固執し、整理の實行を遅延せしむるが如きは、斷じて國家國民の爲に、忠實なる所以ではないのであります。

現内閣は我國租税制度の現状に照しまして、速に全般に亘つて税制を整理することとが、必要緊切であることを認めまして、前議會に於て、之が實行の意圖ある旨を聲明致し、爾來各種の方面より、調査研究を進め、實行的成案を得るに努めましたる結

果、茲に所得税法中改正法律案外十八件の法律案を提出して、諸君の協賛を求むることを得るに至つたのであります。

今回の國稅整理の綱要は、先づ第一に、直接國稅の體系に關しましては、大體現在の制度を是認致し、一般所得稅を中樞として、之に適當なる改正を施し、地租に相當改善を加へて之を存置し、現行營業稅は之を廢止致しまして、之に代ふるに營業收益稅を以てし、新に資本利子稅を設けまして、租稅の體系を整へ、負擔の公平を圖り、第二に、通行稅・醬油稅・賣藥稅を廢止し、綿織物に對する織物消費稅を免除致しまして、中流以下多數國民の生活上の負擔を輕減致し、第三に、此等諸稅の改廢に因る財源の不足を補填しまする爲に、相續稅及酒類に對する租稅の増率を行ひ、煙草の定價を引上げ、上述資本利子稅の外に、清涼飲料稅を新設せむとするに在るのであります。稅制整理に着手するに當りまして、政府が最初に考慮致しましたる點は、稅制整理

に因る歳入總額の増減如何の點であります。蓋し經濟界今日の事情と、國民負擔の現況に照しまして、此の際増稅を行ふべからざることは勿論でありまして、若し出來得べくむば、減稅的整理を斷行致し、國民負擔の輕減を圖ることは、政府の最も希望する所でありまするけれども、我國財政の現況は、到底歳入の減少を生ずるやうな減稅的整理を行ひ得るの餘裕がないのを、遺憾とする次第であります。現内閣は、諸君御承知の如く、行政財政の整理緊縮を以て、主要なる政綱の一と致し、大正十四年度の豫算編成に當りまして、萬難を排して、之が實現を圖り、前議會に於て、幸に諸君の協賛を得まして、財政の基礎を鞏固にし、經濟界に對する財政の壓迫を緩和することを得ましたけれども、一面に於ては、幾多懸案の解決を要し、其の他緊急避くべからざる經費も尠くないのであります。随つて此の上、國家の歳入を著しく減少せしめむとするが如きことは、財政の現況に照し、到底不可能なものであるのであります。

す。是を以て、今回の税制整理は、歳入に著しき増減なからしむる範圍内に於て、之を實行すること、致しました。

次に今回の税制整理に關して、特に考慮を費しましたる點は、直接國税の體系を、如何に組織すべきかの問題であります。此の點に關しまして、世上種々の論議を試むる者がありますけれども、税制整理の事業は、机上の空論を許しませぬ。直に探つて以て國政の上に施行し得べき實行的のものたることを要するのであります。政府は慎重なる調査講究を遂げましたる結果、諸般の實情に鑑み、我國直接國税の體系は、大體に於て現行制度を是認致しまして、一般所得税を中樞とし、地租・營業收益税及資本利子税を以て、之を補完するのを最適當にして、且實行的なりと認められたのであります。尙茲に直接國税の體系に關連して、一言すべきことは、家屋税に關することであり、土地・營業及資本利子以外に、資産所得たる家屋の收益に對しても亦、理

論上國税として、相當の負擔を爲さしむるを相當とするが如く考へられますけれども、特に徵稅上の困難と、地方財源の關係とを考慮致し、今之を國税とすること、策の得たるものに非らずと信じますが故に、家屋税は之を地方税たらしむるを以て、妥當なりと認めました次第であります。

以上申し述べましたるが如く、今回の税制整理は、歳入に著しき増減なからしむる範圍内に於て、大體現行直接税の組織を基礎として、實行せむとするものであります。して、其の各税を通じた具體的の整理改正に當りましては、租税の體系を正し、負擔の均衡を期することに在ること勿論でありますけれども、一面國民全體の福利を増進せむことに、深甚の注意を拂ひまして、特に時代の趨向に鑑み、社會政策的の効果を擧ぐることに努めると同時に、事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展に資せむとするの方針を採つたのであります。即ち所得税及相續税の免稅點を引上げ、新に地租に

免稅點を設け、又綿織物の消費税を免除し、通行税・醬油税・賣藥税等を全廢せむと致し、現に負擔の公正を圖ると共に、現在並將來に於ける社會的經濟的の狀態に思を致しまして、中産階級以下多數國民の生活上の負擔を輕減し、社會政策的の効果を擧げむとするの趣旨に出づるものであります。法人の留保所得に對する累進的課税を撤廢致しまして、比例税と致し、外形標準に依る現行營業税を全廢して、之に代ふるに營業純益を標準と致します所の營業收益税を以てし、第一種所得税と第二種所得税及營業收益税と、地租又は資本利子税との重複課税を避け、又地租の課税標準を、賃貸價格に改めまして、田畑地租に對して相當の輕減を行はむと致しますことは、主として負擔の公平を圖ると同時に、事業の基礎を鞏固にし、産業の發展を助成するが爲であります。而して此等諸税の改廢に因る財源補填の爲にも亦、前記の方針を基礎と致しまして、國民の負擔をして、其の擔税能力に應ぜしむると同時に、生活

必需品に對する課税を避け、主として嗜好品と認むべきものを選びまして、前記資本利子税創設の外、相續税の税率引上、酒精飲料に對する増率、清涼飲料税の新設、及煙草の定價引上に依ることと致しました。

以上の税制整理計畫の歲入に及ぼす影響に付きましては、曩に財政演說に於て、其の大様を述べました所でありますけれども、今之を社會政策的の方面と、其の他の方面とに分ちて、觀察致しまするに、先づ社會政策的效果を擧げむが爲に、平年度に於きまして、

所得税に於ける免稅點の引上、及小額所得者に

對する扶養家族に關する控除額の改正に因り

四百七十餘萬圓

地租に於ける免稅點の設置に因り

千二百餘萬圓

相續税に於ける免稅點の引上に因り

六十餘萬圓

通行税の廢止に因り 千百六十餘萬圓
 醬油税の廢止に因り 七百十餘萬圓
 賣藥税の廢止に因り 千十萬餘圓
 綿織物等に對する消費税の免除に因り 二千五百三十餘萬圓
 計 七千百七十餘萬圓

を減少すべき見込であります。而して其の他の改正の爲に、平年度に於て、

所得税の減 五百四十餘萬圓
 地租税の減 九百六十餘萬圓
 營業税の廢止、營業收益税の新設に因る減 四百十餘萬圓
 以上減少額計 千九百三十餘萬圓
 資本利子税の新設に因る増 千四百八十餘萬圓

相續税の改正に因る増 六百八十餘萬圓
 酒造税の改正に因る増 二千七百九十餘萬圓
 麥酒税の改正に因る増 五百五十餘萬圓
 酒精及酒精含有飲料税の改正に因る増 三十餘萬圓
 沖繩縣酒類出港税の新設に因る増 六萬餘圓
 清涼飲料税の新設に因る増 四百三十餘萬圓
 骨牌税の改正に因る増 五十餘萬圓
 煙草定價引上に因る増 二千二百二十餘萬圓
 合計増加額 八千二百七十餘萬圓
 増減差引増加額 六千三百四十餘萬圓

此増加額を前記社會政策的整理に依る減少額

七千七百七十餘萬圓、更に差引するときは結局

今回の税制整理全體に因て

八百三十萬餘圓

の減少となる計算であります。

世上或は今回の税制整理を以て、直接税に付いて減ずるが所多く、却て間接税の増徴に依つて、其の財源を補填せむとするものでないかと云ふやうな、誤解を致し、殊に酒税の増徴、清涼飲料税の新設、及煙草定價の引上等に對し、批難を試みむとする者があるやうでありますけれども、以上説明致しましたるが如く、今回の税制整理は、社會政策的効果を擧ぐることに重きを置きまして、其の直接税たる間接税たるを問はず、主として中産階級以下多數國民の負擔を軽減せむが爲に、實に七千七百七十餘萬圓の減税を行ひましたるに拘らず、間接税の増額は、嗜好品たる酒類・清涼飲料及煙草等に對する負擔に於て、六千餘萬圓を算するに過ぎませぬ。税制整理の全

體を通じて、社會政策的効果の顯著なることは、疑を容れない所であると信ずるのであります。

左に所得税法中改正法律案以下各法律案に付き、其の大要を説明致さうと思ひます。

先づ所得税に付きましては、現行所得税法は、大正九年に於て、殆ど根本的に改正せられたるものでありまして、其の後未だ多くの年月を経過して居りませぬけれども、これが實施の状況と、社會上經濟上の變遷とに鑑み、相當の改正を加ふるの必要あることを認めるのであります。左に今回改正の主要なる點を擧げて見ますれば、

第一 法人の留保所得に對する累進的課税を廢し、留保所得と配當所得との區分を爲さずして、所得總額に對し、百分の五の比例税を課せむとするのであります。

現行法に於きましては、法人の所得中、配當したる部分と留保したる部分とに對する課税を異にし、配當所得に付ては、百分の五の比例税なるに拘らず、留保所得に對しては、百分の五より百分の二十に達する累進的税率を適用致しまするが故に、自ら法人の社内留保を少なからしむる傾向を生じ、事業の基礎を薄弱ならしめ、延て産業の發達を阻碍するものであると云ふ非難があります。而して現行の制度は、配當金の綜合課税を回避せむが爲にする所の不當の留保を防ぐの目的に出づるものでありまして、一應の理由がなきにしもあらずであります。法人の種類を問はず、又留保の要否を論ぜずして、總ての法人に對し、一律の取扱を致しますが故に、實際上配當金の綜合課税を回避せむとする意思を有して居ない所の、一般の法人に對しても、尙高率の課税を爲すの結果を生じまして、實施の狀況に照し、適當でないと思へましたので、留保所得に對する累進的課税を撤廢致し、留保と配當との區分を爲さずして、

其の所得總額に對し、現行留保所得の最低税率百分の五の比例税を課することとしたのであります。

併し乍ら、一面同族會社等に於きまして、故意に多額の留保を致しまして、配當金の綜合課税を免れむとするものに付きましては、負擔の公平を圖るの見地に於て、固より之を默過すべきものではないのであります。此の點に關しましては、現行法の規定に適當なる改正を加へ、其の活用を圖り、負擔の均衡を保持する上に於て、遺憾なからしめむとする考であります。

第二 第一種所得税と第二種所得税との重複課税を避くるが爲に、第一種所得税額中から、其の事業年度に於て納付したる第二種所得税を控除すること、致したのであります。

現行所得税法に於て、公債・社債の利子、及銀行預金の利子等を、第二種所得とし

て、所謂源泉課税の方法に依つて、課税致して居りますのは、主として實行上の便宜に基くものでありまして、單純なる理論のみに従へば、之を廢止して、他の所得と共に、綜合課税するを相當とするのでありますけれども、我國現在の實情に鑑みれば、租税逋脱の弊が尠くないのでありまして、従つて之が爲に歳入の缺陷が多であると云ふことは、殆ど疑問の餘地のない所でありまして、到底之を實行することが出來ないのであります。併し乍ら法人の所得を計算するに當りまして、其の所得中に、第二種所得税を課せられたるもの、あることが、明瞭なる場合に於ても、尙其の所得總額に對して、第一種所得税の全額を賦課するときは、明かに、二重課税の結果を生じまするが故に、此の點に關し、適當なる改正を加ふるの必要あることを認めまして、第一種所得税額より、第二種所得税を控除すること、致し、以て法人の負擔を、適當に緩和すること、致したのであります。

第三 第三種所得税の免税點八百圓を、千二百圓に引上げむとするのであります。

現行法に於ける免税點は、八百圓でありますが、現時我國に於ける國民生活の程度を標準として達觀致しまするに、一箇月所得百圓に満たざる者に對して、一般所得税を負擔せしむるは、社會政策的見地より觀まして、相當ならずと認められまするが故に、所得年額千二百圓を以て、第三種所得税の免税點と爲さむとするのであります。

第四 山林所得に付きましては、其の所得額を五分したる金額に對する税額を、五倍したるものを以て、其の税額とすることに改正せむとするのであります。

現行法に於ては、山林所得が數年又は數十年間、其の立竹木を養成したる結果生ずるものなるに鑑み、之を他の所得と區分して、税率を適用して居るのでありまするが、實際上、尙林業者の苦痛少なからざるものがありまするが故に、其の負擔を緩和するの必要があると認められたのであります。而して其の方法に付ては、種々の議論があ

りまするけれども、合理的にして、而かも實行的なる方法を發見することは頗る困難でありまして、大體の達觀上、今回提案の程度を以て、適當の負擔に歸着せしむることが出来るものと認めためたのであります。

第五 尙現行法に於ける扶養家族の控除は、所得三千圓以下五十圓、二千圓以下七十圓、千圓以下百圓と區分してありますけれども、此の際所得總額三千圓以下全部、一人に付百圓の控除を行ふこと、致し、又勤勞所得の控除等、其の他の點に關しても、夫々適當なる改正を加ふること、致したのであります。

地租に付きましては、課税標準を土地の賃貸價格に改め、之に依て、現行法定地價課税の缺點を除き、土地の負擔をして、成るべく其の收益に伴はしめむとする計畫を有して居ります。蓋し賃貸價格の調査は、相當困難なる事業でありますが、現行地價の修正に比し、其の實行比較的容易でありまして、且實際の事情に適合したる結果

を得らるゝものと考へます。其の調査方法等に關しましては、別途法律案を提出して、諸君の協賛を求むる筈であります。賃貸價格調査の完了迄には、約二箇年の日子を要する豫定であります。故に、地租條例の根本的改正は、之を二箇年後に待たなければなりません。併し乍ら、今回の整理に因る他の税法の改正は、大體大正十五年より實施すべき見込であります。故に、之との權衡上、地租に於ても、賃貸價格の調査完了に至る迄の期間に付、相當の經過的改正を加ふるの必要があるのです。只今議題となつて居ります地租條例中改正法律案は、即ち其の趣旨に基くものであります。改正の要點は、

第一 田畑地租の一分減を實行せむとすることでありませう。

現行法に於ける田畑の税率百分の四箇五を、百分の三箇五に低減し、北海道に於ける地租に付ても、同一割合に依り、百分の三箇二を、百分の二箇五に低減し、大正十

五年及同十六年分の地租に付、之を適用せむとするのであります。

田畑に對する地租低減の理由は、言ふ迄もなく、農民の負擔が過重なるが故に、之が輕減を實行すべしと云ふ輿論の要求に應ぜむとするに於てあります。而して大正十二年に於ける税制の應急整理に當り、營業税に付ては、約千九百萬圓の減税を爲したるにも拘らず、地租に付ては、何等の輕減を行はなかつたのでありますから、兩者の權衡上、今回の改正を機として、相當の輕減を爲さむとするものであります。而して賃貸價格調査後に於ける税率は、之を二箇年後に於て決定するの外ありません。けれども、其の地租の總額は、今回の改正に因りまして、低減せられたる結果の金額を、超過せしめないやうにする見込であります。

第二 田畑地租に免税點を設け、納税者が、住所地の市町村内に於て所有する田畑の地價二百圓未満なる場合に於ては、其の地租を免除せむとするのであります。

田畑地租に、免税點を設けむと致しまするのは、主として、小地主たる自作農の負擔を輕減致し、之が維持創設を助成せむとするに於てあります。此點に關し、或は理論上、同一人の全國に於ける所有田畑を綜合して、免税點を定むべしとの説がなされてもありませんけれども、現在に於ける地租徴收の實務に照し、實行困難なるのみならず、若し強ひて、之を實行せむとすれば、莫大なる經費と手數とを要し、事實上得策でありませぬから、已むを得ず、市町村を單位として、之を決定するの外ないのであります。而して住所地市町村分限り、免税すること、致しましたのは、住所地以外に田畑を所有する者は、概して小農ではなく、且其の多くは、小作に付して居るものと認めらるゝが故であります。其の結果、小地主が、偶々他町村に所有して自作する土地は、免税せられないこと、相成り、又住所地市町村内地價二百圓未満の田畑は、假令小作に付する場合に於ても、尙免税せらるゝの結果を生ずることがあり得る

であらうと思ひますけれども、現實自作するや否を調査して、地租の課否を決定することは、實行上甚だ困難でありますが故に、多大の經費と手數とを要せず、而かも大體に於て、其の目的を達するを得べき簡明なる方法を採用するのを適當と認められた次第であります。尙賃貸價格調査完了後に於ては、賃貸價格を標準として、適當に免稅點を決定する見込であります。

次に營業稅廢止及營業收益稅の創設に付きまして、説明致さうと思ひます。現行營業稅の缺點に付きましては、多年本議場に於ても、論議せられたる所に依りて明瞭であります。外形標準に依り課稅しまするが故に、必ずしも營業の利益と相伴はず、負擔の均衡を失して居ると云ふ非難が強く、此の缺點を除かむが爲には、結局營業純益を標準として、適當なる負擔を課するの外、他に良策がないものと認めるのであります。而して純益を課稅標準とするのは、現行法の組織を根本的に改正するも

のでありまするが故に、寧ろ現行營業稅は之を廢止致し、新に營業收益稅を創設することを適當と認められたのであります。營業收益稅の要點を擧げて見ますれば、

第一 其の課稅範圍は、法人に在りましては、原則として營利法人全部に課稅し、個人に在りましては、大體現行營業稅法の課稅業體に限定すること、致しました。

個人の課稅業體は、大體現行營業稅の如くするに拘らず、法人に付ては、其の業體を限定せず、原則として總ての營利法人に對して課稅せむとするのは、等しく營利を目的とする法人の間に於て、其の事業の種目に依り、營業收益稅の課否を異にするべき理由がなく、却て之が爲に、甚しく負擔の不權衡を來すばかりでなく、假りに其の課稅業體を限定するものと致しますれば、營業收益稅の課稅を受けない所の法人の利益に對しては、理論上資本利子稅を課せざるを得ないのであります。即ち法人事業の利益に對しては、何れかの補完稅の負擔を免るゝことを得ないのであります。

が故に、法人に於て課税業體を限定することは、營業收益税を課すべきか、資本利子税を課すべきかの區分たるに過ぎませぬ。果して然らば、負擔の公平を期せむが爲に、寧ろ總ての法人に對して、一律に營業收益税を課することが、相當であると考へます。加之課税業體を限定するときは、課税營業と非課税營業とを兼營する法人の純益金額の計算上、煩雜なる手数を要しまして、且其の配當金中非課税營業の分を適當に見積つて、之に對して資本利子税を課すると云ふことは、其の實行が殆ど不能なのであります。

第二 税率は法人百分の三・六、個人百分の二・八と致したのであります。法人と個人との税率を異に致しますのは、其の純益計算の方法を異に致しまするし、且つ個人の純益中には、勤勞に因る所得をも包含して居りまするが故に、法人に比し、幾分の税率を低下すべき理由があるのみならず、法人と個人との現在税額の權

衡より稽へましても、右の程度に於ける區分を設けると云ふことが、相當であると認めるのであります。而して法人個人の全體を通じ、現行營業税法の税額に比して、多少低減せしむべき見込の下に、此の税率を決定したものであります。

第三 個人の營業に付きましては、純益四百圓を以て免税點と致しました。

營業收益税に免税點を設けますことは、現行營業税に於けると同一の趣旨でありますして、特に説明を加ふるの必要がありません。唯現行營業税の免税點は、外形標準に依つて居りまするに反し、本税の免税點は、純益に依りまするが故に、其の程度は必ずしも一致は致しませぬけれども、田畑地租に於ける課税最低限との關係等をも考慮致し、且つ現行營業税に比しまして、幾分其の程度を高むるの目的を以て、之を純益四百圓と定めたのであります。

第四 營業收益税と、地租及資本利子税の重複課税を避くるが爲、營業收益税額中

より、地租及資本利子税額を控除することに致したのであります。營業收益税の課税標準たる純益中に、土地の收益又は資本利子を包含する場合に於て、之に對しては何等斟酌を加ふることなく、營業收益税を賦課致しますときは、同一收益に對して、二様の補完税を課することとなり得るが故に、恰も第一種所得税と、第二種所得税との重複課税を避けました如く、營業收益税額中より、地租及資本利子税額を控除するのを相當なりと認むるのであります。但し個人の資本利子は、營業純益の計算上、初より之を除外致しまするが故に、二重課税の問題を生ずることはありません。故に個人營業者に付きましたは、其の營業に専用する土地の地租のみを、營業收益税額より控除すること致しました。

その他 純益金額の調査決定並に申告、徴收法方等に關する規定は、大體所得税に準じまして、個人營業の純益金額を調査すべき調査委員會も亦、本税の爲に之を特設

致しませず、所得調査委員會に於て、所得金額の調査と同時に、之を調査することとし、以て手数を省略すると同時に、兩税の聯絡に付、遺憾なからしめむことを期したのであります。而して本税は、大正十五年度より之を實施することが困難でありますから、其の施行期を大正十六年分よりと致し、大正十五年分の營業税に付ては、尙現行營業税法に依ることとし、而かも其の税額の百分の八を免除せむとするのであります。此の免除額は、現行營業税額に對し、之に代るべき營業收益税額の減少すべき金額を、凡その標準としたものであります。

次に資本利子税の創設に付て説明致さうと思ひます。今回の税制整理に當りましては、我國現下の經濟事情に照し、成るべく新税の創設を避けるの方針を採つたのであります。租税の體系を整備して、負擔の均衡を圖り、併せて一部の財源補填の方法と致しまして、全體の整理計畫上、資本利子税を